

周防大島町告示第8号

平成22年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年3月1日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成22年3月8日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

3月9日に応招した議員

3月23日に応招した議員

3月24日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成22年3月8日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成22年3月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 議案第12号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第6 議案第13号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第14号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第15号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第16号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第17号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第18号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第19号 平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第20号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第21号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第22号 周防大島町ふるさと応援基金条例の制定について
(説明・質疑・付託「総務」)
- 日程第16 議案第23号 周防大島町小作料協議会設置条例の廃止について
- 日程第17 議案第24号 周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止について
- 日程第18 議案第25号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

- 日程第21 議案第28号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第22 議案第29号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第30号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 日程第26 議案第33号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第34号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第36号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針並びに議案説明
- 日程第 5 議案第12号 平成 2 1 年度周防大島町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第13号 平成 2 1 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第14号 平成 2 1 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第15号 平成 2 1 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第16号 平成 2 1 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第10 議案第17号 平成 2 1 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第11 議案第18号 平成 2 1 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議案第19号 平成 2 1 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第20号 平成 2 1 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議案第21号 平成 2 1 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 4 号）

- 日程第15 議案第22号 周防大島町ふるさと応援基金条例の制定について
(説明・質疑・付託「総務」)
- 日程第16 議案第23号 周防大島町小作料協議会設置条例の廃止について
- 日程第17 議案第24号 周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止について
- 日程第18 議案第25号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第26号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第20 議案第27号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第28号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について
- 日程第22 議案第29号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第30号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町過疎地域自立促進計画(後期)の変更について
- 日程第26 議案第33号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第34号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第35号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第36号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

出席議員(18名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 4番 新山 玄雄君 | 5番 平野 和生君 |
| 6番 魚原 満晴君 | 7番 今元 直寛君 |
| 8番 広田 清晴君 | 10番 尾元 武君 |
| 11番 中村 美子君 | 12番 中本 博明君 |
| 13番 魚谷 洋一君 | 14番 平川 敏郎君 |
| 15番 松井 岑雄君 | 16番 安本 貞敏君 |
| 17番 久保 雅己君 | 18番 布村 和男君 |
| 19番 小田 貞利君 | 20番 荒川 政義君 |

欠席議員（１名）

3番 神岡 光人君

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君
書 記 吉岡 信二君 書 記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 椎木 巧君 | 代表監査委員 | 相川 實君 |
| 副町長 | 岡村 春雄君 | 教育長 | 平田 武君 |
| 公営企業管理者 | 石原 得博君 | | |
| 総務部長 | 中野 守雄君 | 産業建設部長 | 平田 好男君 |
| 健康福祉部長 | 田村 敏範君 | 環境生活部長 | 松井 秀文君 |
| 久賀総合支所長 | 山本 定雪君 | 大島総合支所長 | 嶋元 則昭君 |
| 東和総合支所長 | 松岡 千春君 | 橘総合支所長 | 椎木 千明君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 北杉 憲昌君 |
| 教育次長 | 村田 雅典君 | 公営企業局総務部長 ... | 河村 常和君 |
| 総務課長 | 西本 芳隆君 | 財政課長 | 奈良元正昭君 |
| 健康増進課長 | 東原 平典君 | 介護保険課長 | 舩重 久人君 |
| 上下水道課長 | 岡本 洋治君 | 公営企業局財政課長 ... | 村岡 宏章君 |

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。ただいまから平成22年第1回周防大島町議会定例会を開会します。神岡光人議員から欠席の通告を受けております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、平野和生議員、6番、魚原満晴議員を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る3月1日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間としたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月24日までの17日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年1月以降本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず地方自治法の規定に基づき、監査委員より月例現金出納検査（12月、1月、2月実施分）及び定期監査（12月、1月、2月実施分）の結果の報告についてと、教育委員会より「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」が提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、請願、陳情・要望についてでございます。お手元の文書表のとおり、陳情・要望3件を受理いたしました。議会運営委員会にお諮りいただき、受理番号6号、7号は議員配布とし、8号に関しては所管委員会への付託審議ということで皆様にお知らせしておりましたが、議員発議として最終日に御提案申し上げることになりましたので、よろしく御審議をいただきたいと存じます。原本写しは、既に皆様のお手元にお届けしているところです。

続いて、系統議長会関係についてその状況を御報告いたします。

去る2月19日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催されました。21年度の事業計画及び関連予算等について審議決定いたしましたところであります。その概要について、既に写しをお届けいたしておりますが、主なものについて申し上げます。

県議長会独自でつくっておりました表彰規定を平成21年度末をもって廃止することにいたしました。なお、全国会については従来どおり存続をいたします。

議員研修については、7月と9月の2回の開催を予定しております。

次に、山口県離島振興町議会議長会の定例会も同日開催されました。昨年6月に光市議会が本会へ加入され、1市4町の組織となりました。他の関係市議会へも加入のお誘いをしているところでございます。離島を抱える市と町が協調を図りながら、個性豊かな島づくりの推進に努力してまいりたいと思っております。

また、山口県後期高齢者医療広域連合会定例会に出席いたしました。お手元に22年度の予算関係資料の写しを配布しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

また阿東町の山口市へ編入合併により本会から離脱については、御案内のとおりでございますが、そのため、県議長会の会長が空席となっておりますので3月3日に臨時会を開催し、上関町議会議長の山谷良数氏を本会会長に選任いたしました。副会長には私、荒川政義が選任されました。県内の町議会の活性化に微力ではございますが、尽力してまいりたいと思いますので、皆様の御協力を切にお願いするものであります。

次に、町人会関係ですが、1月17日の東京久賀倶楽部総会へ平川敏郎議員に、また2月21日の東京たちばな会へは、安本貞敏議員にそれぞれ旧町出身の議員として御出席いただきました。町の最新の情報を届けられるとともに、旧交を暖められましたことに敬意と感謝を申し上げますところでございます。大変御苦労さまでございました。

続いて慶弔に関しましては、3月3日の山口県町議会議長会臨時会において、本会自治功労者の表彰が行われ、議長職を5年在職いたしたとして、私、荒川政義が表彰を受けました。このたびの賞は議員各位の御協力をなくしてはいただけるものではありません。高いところではございますが、お礼を申し上げます。ありがとうございました。身に余る光栄であります。議長の職責の重さ、使命を改めて肝に銘じています。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．施政方針並びに議案の説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より施政方針並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 改めまして、どなたもおはようございます。本日は、平成22年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成22年度一般会計予算案を初め、各特別会計予算案並びに重要案件につきまして御審議をいただくに当たり、町政運営に臨む私の所信並びに町政の基本方針の一端を申し上げ、町議会議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

まず初めに、町政運営の基本方針についてであります。

私が町長に就任をいたしましてから、早くも1年余りが経過をいたしました。この間の一日一日は誠に充実した日々でありまして、町政のさまざまな課題に思いをいたし、私に課せられました使命と責任の大きさを痛感した1年でもありました。

就任当初から、百年に一度と言われる世界的な厳しい経済状況に見舞われまして、さらには昨

年、政権交代という過去に経験したことのない大きな時代の転換期を迎えました。

そうした危機的な世界経済、厳しい財政状況の中で財政の健全化を第一に掲げ、行政コストの削減により生み出された財源で、生活関連施設の整備や子育て支援の充実、滞在型・体験型観光への取り組みを通じまして観光交流人口100万人を目指すなど、「合併してよかったと実感できる町づくり」を念頭に諸施策を推進してまいりました。

私が町長就任後取り組んだ主な事業について申し上げますと、ちびっ子医療費助成事業や読み聞かせサポート事業、昨年6月より改築工事に着手をいたしました東和中学校もこの3月末に落成の運びとなっております。

また、緊急雇用創出事業やチャレンジショップ建設事業、公共下水道事業や農業集落排水事業、太陽光発電設置補助等を推進してまいりました。

さらに、新町の大きな課題でありました防災行政無線を昨年9月に本格運用開始し、学校耐震化の推進や情島、浮島の両離島航路の新造船建造、また大島病院新築移転工事も着々と進んでおるところであります。

平成22年度に向けましても「安心して幸せに暮らせる町づくり」のさらなる推進のため、引き続き粉骨砕身努力してまいり所存であります。

昨年9月に発足いたしました民主党を中心とした連立政権は、「国民生活第一」、「地域主権の確立」を掲げ、政治と行政システムの転換が図られようといたしております。このように国の政策が大きく変革されようとし、また地方へも多大な影響を及ぼす政策が数多く盛り込まれておりまして、地方の自治体といえども従来にない対応や政策視点の転換が大きく求められておるところであります。

特に政権交代により、新政権が掲げる最重要政策であります「地域主権」改革が大きく動き始めてまいりました。国の「ひも付き補助金」の代わりに、自治体が自由に使える「一括交付金」の導入など地方自主財源の大幅拡充や地方に影響を及ぼす国の政策について、国・地方の協議の場の法制化など、地方の立場から大いに期待をするものであります。これまでの地方分権を超えて、まさに国と地方のあり方を抜本的に変えるほどの一大改革であります。

また新政権は、子ども手当の創設や高校の実質無償化、農業の戸別所得補償など、国が直接家計を支援する政策に重点を置いたことから、地方といたしましては、「給付」と「サービス」を明確にした上で、地方がどのような役割を果たすべきか検討する必要が求められてまいりました。

次に、我が国の経済動向を見ますと、基本的には景気の低迷が長期化するとの見通しであり、景気回復力は依然として脆弱であります。一昨年来の世界的な不況の影響を受け、企業収益・雇用環境の悪化を招く深刻な状態となる中、内閣府の月例経済報告によりますと、「輸出や個人消費の改善により、景気を持ち直しの動きが見られるものの、先行きについては、当面、雇用情勢

が悪化する中で厳しい状況が続くと見られる」とされています。

加えて、企業収益は依然として大幅な減少が続いており、今後も税収の一層の落ち込みが予想されるなど、地方財政は未曾有の厳しい運営を余儀なくされているところであります。景気の先行きが不透明な中、政府では数次にわたる緊急経済対策補正予算が組まれ、本町でも既に子育て支援や観光振興、学校耐震化等教育振興のほか、道路維持など生活関連の補正予算を追加計上いたしまして、執行しているところであります。

このような諸情勢を背景に、私は平成22年度予算の編成を行ったのでありますが、新年度に向けての私の所信の一端を述べ、御理解を賜りたいと思います。

第1には、「行財政改革の積極的な推進」であります。

地方分権をさらに進め、地域主権ということは、住民に一番身近な自治体として大きな重責を担うことであり、そのためにはさらなる行政改革と財政の健全化を進めなければならないと考えております。

町の行政改革大綱の基本方針であります自主自立の町づくりを支える行財政基盤の確立、住民との協働による新たな行政サービス提供体制の確立、成果型重視の行政経営の推進を一層図っていかねばなりません。

また民間委託を進めての行政コストの削減、サービスの質的向上、地域の雇用の拡大であります。町民、NPO法人及び民間企業などに積極的に外部委託を推進し、その取り組みを通じて町が責任を持って直接実施すべき事業を浮き彫りにし、政策立案能力を強化してまいります。

次に、行政改革により生み出された財源ときめ細やかな臨時交付金などの経済対策を活用し、生活関連施設の整備や子育て支援等を充実させてまいります。

具体的には、身近な生活環境の整備や道路維持管理に十分な財源を充て、地域の要望に沿った地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

財政の健全化は、「住民サービスをいかに安定的に維持向上させていくか」という目的のための手段であります。さらなる行政改革の推進による財政の健全化に全力で取り組んでまいりたいと思います。

第2は、「賑わいの創出」であります。

私は、交流人口100万人を目標に掲げて種々の政策を推進しております。これまで実施してまいりました片添オートキャンプ場の整備、全面リニューアルした12面の長浦テニスコート、陸上競技場の人工芝やブルートラックへの全面改修など、大規模施設の改修が完了いたしましたので、これら施設の一層の活用を図ってまいります。

さらに、これまでの観光交流に加えまして、体験型修学旅行の促進や、高校、大学、実業団のテニスや駅伝、陸上競技などのスポーツ合宿の誘致による「賑わいの創出」を大いに促進してま

いりたいと考えております。

来年秋には、いよいよ国体のアーチェリー大会の本番を迎えます。全国各地から数多くの方々がこの大島を訪れます。おもてなしの心や花いっぱい運動、クリーンアップ運動などを積極的に進めてまいります。

また春には、広域農道の全面開通が予定されております。広域的な農道や周防大島町の第二の幹線道路としての活用だけではなく、交流人口の増大に結びつくような活用方法を考えていかなければならないと思っております。

これら周防大島町の貴重な地域資源を活用し、「賑わいの創出」を強力に推進してまいりたいと考えております。

第3は、「安全安心の一層の強化、取り組み」であります。

昨年7月の防府市を中心とした集中豪雨により、山口県は未曾有の大災害に見舞われました。この自然災害を他山の石とせず十分に検証し、本町の災害対策に生かしていくことが大変重要だと思っております。

自治防災組織や関係機関との連携と、自助、共助、公助のそれぞれの役割の徹底をきめ細やかに進めていかなければならないと考えます。その継続的な取り組みが安全安心の一層の強化につながります。このことを肝に銘じて、さらなる災害対策を図っていききたいと思っております。

第4には、1次、2次、3次産業、要するに生産、加工、流通、販売のこれらの連携など、「新たな農業・漁業への挑戦」であります。

具体的な取り組みとして、農業、漁業と町の固有の財産であります豊かな自然や文化などとの連携を密にして、滞在型・験型観光を進め、観光交流人口年間100万人を目指し、これらを起爆剤に産業の振興を図ってまいりたいと思います。

今年度3校の体験交流学习を受け入れましたが、生徒の皆さんは、それぞれ大島での体験に非常に感動しておりまして、学校からも高い評価をいただいております。これから大きな可能性を秘めている事業であり、今後も地域と連携し、推進をしてまいりたいと考えております。

第5には、「自然と環境に優しい町」を目指すことであります。

下水道の普及、太陽光発電などのクリーンエネルギーの推進を図るとともに、「周防大島町学校施設耐震化推進計画」に沿って、学校の耐震化を引き続き促進してまいります。

第6には、公聴制度の確立であります。

重要な施策等を決定する過程において、町民の意見を反映し、行政の意思決定を行う仕組みを確立することが重要であります。このため、町民の行政への参画を促進し、公正で開かれた町政の推進を図ることを目的として、パブリックコメントなど公聴制度の確立が今後の重要課題であると考えております。

これらの政策の実現に向けまして、私の持てる力を十分に発揮し、まじめに、誠実に、地道に、謙虚に、そして確実にをモットーに推進してまいりたい決意であります。

なお新年度には、平成23年度から5年間の「総合計画の後期基本計画」や「過疎計画」、「行政改革大綱」、「定員適正化計画」等、合併当初策定した多くの諸計画の見直しや、新たな策定の時期に当たります。周防大島町の将来歩むべき道を決定する重要な計画であり、多くの皆様方の御意見をいただきながらこれらの策定を行ってまいりたいと考えております。

次に、予算編成の基本方針について申し上げます。

初めに国の予算についてであります。

新政権による平成22年度国の予算編成の基本方針においては、「すべての予算を組み替え、新たな財源を生み出す」、また「既存予算について、ゼロベースで厳しく優先順位の見直し」等を掲げております。

さらに、「いのちを守る」を理念に「コンクリートから人へ」、「政治主導の徹底」、「予算編成のプロセスの透明化」この3つを大きな変革として取り組んでおります。これらの基本のもと、事業仕分けや補助金の一括交付金化、マニフェスト等の実施に伴い、今後、地方自治体の財政環境は大きく変化するものと考えられますが、その具体的な内容や地方に対する財源措置等は、いまだ不透明な部分が多くある状態です。

このような方針に基づいて編成された政府の平成22年度予算の規模は、9兆2,992億円で、前年度当初予算と比べ、3兆7,512億円、4.2%増となっております。中でも、公共事業費を18.3%削減し、社会保障費は9.8%の増、文教科学費は5.2%の増、地方交付税も11年ぶりに5.5%の増になっており、診療報酬も10年ぶりにプラス改定するということになっております。

一般歳出は、5兆4,542億円であり、前年度当初予算に比べ、1兆7,233億円、3.3%の増となっております。

次に、地方財政の状況についてであります。

新たな国と地方の関係に関する方針につきましては、地域主権の確立、個別補助の廃止と地方一括交付金化、さらに新たな地方財政調整・財源保障制度の創設などの改革案を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」仮称ではありますが、この案の6月策定に向けて、本格的な議論がスタートしたところであります。

なお、総務省が示した平成22年度の地方財政計画では、歳入歳出規模は8兆1,268億円とし、前年度比4,289億円の減、率にして0.5%の減額となっております。

次に、本町の新年度予算についてであります。

このような国、地方を取り巻く厳しい情勢のもと、平成22年度当初予算編成に当たったわけ

であります。政権交代による制度改正や事業仕分け、地域主権の確立に向けた取り組み等の状況を的確に把握しつつ、平成21年度の国の補正予算と一体となった着実な予算編成を行ったところでもあります。

国の景気雇用対策や県の予算編成の動向にも注視しながら、経済性、効率性を徹底的に追求し、町民生活に密着した施策実行への財源確保に努めるとともに、私は次の5つの柱を「安心して幸せに暮らせる町づくり」の目標として掲げ、これからの町政を積極果敢に運営してまいります。

1本目の柱であります、「安心して子供を生み育てられる町づくり」子育て支援についてであります。

まず学校校舎等耐震化事業であります。平成21年度までに耐震2次診断が完了いたしました。東和中学校を含む5校が倒壊の危険性が高いとの判定が示されました。東和中学校につきましては改築が完了しますが、その他の4校につきましては、平成21年度3月の今回ですが、補正予算とあわせて、耐震補強もしくは改築に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、教育用パソコン整備事業であります。平成22年度におきまして、全小学校の教育用パソコン151台と周辺機器を更新する予定であります。

次に、ちびっ子医療費助成事業につきましては、平成21年度から所得制限を撤廃し、小学6年生までのすべての子供さんの医療費を無料化しております。なお、子ども手当につきましては、6月から新たに支給が始まります。

続いて、特定不妊治療費助成事業であります。医療保険が適用されない不妊治療につきましては、少子化の著しい本町といたしましては、自己負担額の半額を町独自で助成することといたしました。この支援制度は、県内では初めての取り組みであると思っております。

次に、2本目の柱、「働く意欲の湧き出る町づくり」産業振興についてであります。

鳥獣被害防止施設等の整備事業につきましては、その被害は拡大傾向にあることから、個人が行う防護柵設置等に対しまして、その半額を助成することといたしました。

次に、体験交流型観光推進事業は、平成21年度から本格的に修学旅行生の受け入れを開始し、非常に好評を博したところであります。引き続き修学旅行の誘致及び受け入れを推進し、交流人口の拡大を図るものであります。あわせてスポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

緊急雇用創出事業は、国の緊急雇用対策を受け、雇用機会の創出や介護分野等の人材育成を図るものであります。

次に、道の駅一帯に計画中のチャレンジショップにつきましては、平成21年度の補正予算でその建設費を計上し、鋭意事業推進を図っているところであります。

また、仮称であります。岩国空港ターミナルビルディング株式会社への出資金400万円を

計上いたしました。平成24年度に再開が予定されております岩国空港につきましては、利便性の確保による交流人口の拡大など地域振興に大きく寄与するものと判断し、出資することといたしました。

続いて、3本目の柱、「自然と環境にやさしい町」生活環境の整備についてであります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、国の支援により設置する住宅用太陽光発電システムについて、町が上乗せをして補助金を交付するものであります。

合併浄化槽設置事業は経費の一部を補助するものであり、下水道整備事業は、引き続き安下庄地区公共下水道事業の推進を図るとともに、東和浄化センターの改修に取り組んでまいります。なお、秋地区農業集落排水事業は平成21年度で完了いたしましたので、諸手続を進め、早期の供用開始を目指してまいります。

次に、4本目の柱、「晩年を豊かで安心して過ごせる町」保健・福祉・医療・防災に関する事項であります。

東南海・南海地震対策推進地域に指定されている本町におきましては、災害対策には万全を期することが必要であると認識しております。有事の際、避難所で避難者の方々の不安解消を図るために、発電機付きの投光機を各総合支所に整備し、また防災用品の備蓄も推進してまいります。また、平成21年度補正予算とあわせて、4基の防火水槽を新たに新設することといたしました。

さらに、木造住宅耐震診断及びその結果を受けての住宅耐震改修への助成を引き続き実施いたします。

次に、福祉医療費一部負担助成事業であります。再編交付金を活用し基金を造成し、その一部負担を助成することにより、医療費の無料化を継続してまいります。

続いて、大島病院新築移転事業であります。本年9月末に完成見込みでありまして、11月には新病院での診療を開始する予定となっております。

最後に、5本目の柱、「次世代に素敵な未来を約束する町」行財政改革等についてであります。

まず、ワンテーマディスカッションについてであります。町民の皆さんが積極的に町政運営に参加できる仕組みとして、自由な雰囲気での意見交換会を行おうと考えております。

また、パスポート申請発給事務につきましては、国際交流を推進する本町として、本年10月1日から県より権限の移譲を受け、大島庁舎で申請の受理及び交付事務を行うことといたしました。

次に、ふるさと応援事業であります。平成20年度から始まりましたふるさと納税制度につきまして、この温かい御意志を財源に新たにふるさと応援基金を造成し、その用途を明確にし、有効に活用させていただくことといたしました。

新規事業であります地域づくり活動支援事業は、地域づくり活動を実践する団体から事業を公

募し、その事業費を助成することによりまして、地域活動を支援しようとするものであります。

最後に、国体経費であります。平成23年度に開催されます「おいでませ山口国体」に向け、その準備への取り組みを強化するとともに、リハーサル大会として本年6月、高校総体中国地区アーチェリー予選会を開催いたします。

以上、5つの柱の町づくりについてその主要事業を御説明いたしましたが、誠実・着実に諸施策を実行してまいりたいと決意を新たにしているところであります。

その結果、予算規模につきましては、一般会計で134億円、国民健康保険事業特別会計等、9特別会計合わせて87億3,649万7,000円、合計で221億3,649万7,000円となっております。

また公営企業局企業会計におきましては、収益的支出が48億円、資本的支出が36億8,000万円の予算となっております。

一般会計では、対前年度比5.5%の減額予算となっております。歳出予算では、職員総数の減により人件費は減少しており、また平成21年度国の経済対策の前倒しの計上等によりまして、普通建設事業費は大幅な減額となっております。

歳入予算では、町税等の自主財源比率は15%であり、地方交付税や国県支出金といった依存財源が85%を占め、依然として厳しい財政環境であります。

このような状況下ではありますが、合併効果や行財政改革効果、在日米軍再編交付金などを活用し、住民生活に密着した事業を重点化した予算編成を行ったところであります。議員の皆様方の御理解と御支援を重ねてお願い申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提案をいたしております諸案件につきまして、御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成22年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ134億円となっております。前年度当初予算比7億7,500万円の減額で、5.5%の減となっております。

まず歳入の主なものについてであります。景気動向を踏まえ、町税が0.2%減の13億9,353万5,000円、地方譲与税が4.7%減の1億2,200万円、地方消費税交付金が15.7%減の1億1,800万円、また地方交付税が2.8%増の79億9,000万円、これに臨時財政対策債を加えた広義の地方交付税は、86億2,000万円と見込んでおるところであります。

次に、使用料及び手数料が4%減の1億9,973万9,000円、国庫支出金が0.9%増の6億9,993万3,000円、県支出金が9.6%減の8億3,519万6,000円、繰入金が84.6%減の4,234万7,000円、諸収入が48.6%減の2億4,166万9,000円、町債は、各事業の完了等に伴い過疎対策事業債、合併特例債の減によるもので、20.6%減の

15億6,210万円であります。

なお、歳入全体に占める町債依存度は11.7%、合併時に262億円ありました起債残高は年度末で229億4,709万8,000円であり、約33億円減少する見込みであります。

また、合併時より初めて当初予算で財政調整基金からの繰り入れを行わない予算編成ができたところであります。

次に、歳出であります。人件費は2.2%減の24億2,845万9,000円あります。平成21年度は14名の職員の退職がありますが、新規採用を4名に抑制しておりますので、それに伴う要因が主なものであります。人件費につきましても、合併時28億4,500万円であったことを考えますと、4億円以上の行政改革効果が出ているわけであります。

ちなみに、職員数は合併時381名から、本年4月には306名となる予定であります。

公債費は、予算総額の19.4%を占めておりますが、2.9%減の26億74万2,000円、扶助費は、子ども手当の支給開始に伴い14.3%増の13億2,500万5,000円、人件費、公債費、扶助費を合わせた義務的経費が0.5%増の63億5,420万6,000円となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業費が、51.2%減の7億7,275万4,000円と大きな減額となっております。防災行政無線整備事業や東和中学校改築事業等の完了が主な要因となっております。

しかしながら、国の第2次補正であります地域活性化・きめ細やかな臨時交付金に対応した事業費としての約4億8,000万円と、1次補正による公共投資臨時交付金を活用することによりまして、有利な財源を確保し、前倒しをして計上した東和中学校の解体工事、さらには大島中学校の屋内運動場改築工事、久賀小学校の耐震補強工事等、合わせまして約11億2,000万円は、いずれも普通建設事業費に当たるものでありまして、これを加味すると、約18億9,300万円の事業費を確保したこととなります。

物件費は、緊急雇用対策や災害備品等で4.5%増の15億9,070万4,000円、補助費等は柳井地区広域消防組合への負担金、公営企業局への繰出金等で4.3%増の26億6,040万4,000円あります。

地方債の状況についてでございますが、一般会計においては起債残高約5億6,800万円の減、プライマリーバランスは約10億円という大幅な黒字となっております。

なお、合併関連事業としての主な事業は、大島中学校屋内運動場改築事業、大島病院新築移転事業繰出金、中山間地域総合整備事業負担金等であります。

また、米軍再編に係る交付金関連事業として、防火水槽整備事業、避難所用投光機整備事業、小学校用パソコン機器等整備事業、ちびっ子医療費助成事業等あります。

議案第2号から議案第11号までは、平成22年度各特別会計予算及び公営企業局企業会計予算にかかわるものであります。

議案第2号は、平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から3億2,134万5,000円を繰り入れております。そのうち6,000万円は、国保会計の収支予測にかんがみ、緊急避難的措置として任意の繰り入れを行っており、歳入歳出それぞれ33億6,362万2,000円となっており、前年度当初予算比では9,816万4,000円の増となっております。

議案第3号は、平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,410万9,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ4億2,878万1,000円となっており、前年度当初予算比6,771万1,000円の減となっております。

議案第4号は、平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計予算についてであります。

一般会計から50万円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ604万3,000円となっており、前年度当初予算比1,810万4,000円の減となっております。

議案第5号は、平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億1,874万1,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ30億7,466万6,000円となっており、前年度当初予算比6,295万7,000円の増となっております。

議案第6号は、平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億1,291万1,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ9億3,780万4,000円となっており、前年度当初予算比2,602万1,000円の減となっております。

議案第7号は、平成22年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億9,481万3,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ5億1,218万円となっており、前年度当初予算比239万7,000円の増となっております。

議案第8号は、平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億6,657万3,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ2億9,874万3,000円となっており、前年度当初予算比7,373万9,000円の減となっております。

議案第9号は、平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から3,130万5,000円を繰り入れまして、歳入歳出それぞれ3,471万円となっており、前年度当初予算比2,875万6,000円の減となっております。

議案第10号は、平成22年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1,320万3,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ7,994万8,000円となっており、前年度当初予算比43万6,000円の増となっております。

議案第11号は、平成22年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予算については、収入合計を45億2,328万1,000円、支出合計を48億7万3,000円とし、資本的収入及び支出予算については、収入合計を33億850万円、支出合計を36億8,319万8,000円とするものであります。

議案第12号から議案第21号までは、平成21年度各会計に係る補正予算に関するものであります。

一般会計においては、国の補正予算である地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用した各事業の実施に伴う補正が含まれております。

その他については、いずれも財源の確定見込みや事業の最終見込みによる所要の補正を行うものであります。

議案第12号は、平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,108万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ165億6,406万5,000円とするものであります。

議案第13号は、平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,151万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億9,514万9,000円とするものであります。

議案第14号は、平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,597万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,883万6,000円とするものであります。

議案第15号は、平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,999万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億9,785万6,000円とするものであります。

議案第16号は、平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,738万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億8,846万1,000円とするものであります。

議案第17号は、平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,542万7,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,275万2,000円とするものであります。

議案第18号は、平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ960万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,013万円とするものであります。

議案第19号は、平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,755万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,692万4,000円とするものであります。

議案第20号は、平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,901万9,000円とするものであります。

議案第21号は、平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)についてであります。

収益的収入及び支出予算の収入では、1,565万3,000円増額し、合計を43億1,440万8,000円とし、支出では、1,639万7,000円増額し、合計を43億1,436万5,000円とし、資本的収入及び支出予算の収入では、9億7,325万1,000円減額し、合計を19億2,739万4,000円とし、支出では、14億8,926万7,000円減額し、合計を19億1,387万8,000円とするものであります。

議案第22号は、周防大島町ふるさと応援基金条例の制定についてであります。

ふるさと寄附金制度によりまして、御寄附をいただきました皆様方の御意向を反映し、かつその用途を明確にするため、基金条例を制定するものであります。

議案第23号は、周防大島町小作料協議会設置条例の廃止についてであります。

改正農地法によりまして、小作料協議会の設置が不要となりましたので、本設置条例を廃止しようとするものであります。

議案第24号は、周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止についてであります。

経営・生産対策推進会議は、平成16年をもって事業が完了しその役割を終えたため、本設置条例を廃止しようとするものであります。

議案第25号は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法の改正による引用法律の条項の変更に伴う条例の一部改正についてであります。

議案第 26 号は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

議案第 25 号と同様に、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正と、小作料協議会委員、経営・生産対策推進会議委員及び社会教育指導員を廃止し、有償運送運営協議会委員を新たに追加しようとする条例の一部改正であります。

議案第 27 号は、周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてであります。

平成 23 年 4 月 1 日に、棕野小学校を久賀小学校へ統合しようとする条例の一部改正であります。

議案第 28 号は、周防大島町スクールバス条例の一部改正についてであります。

本年 4 月、屋代小学校の明新小学校への統合に伴い、新たにスクールバスを運行するため、屋代明新線として 1 路線を新設しようとする条例の一部改正であります。

議案第 29 号は、周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

昨年末に改修工事を終えました周防大島町陸上競技場の使用料を改正するための条例の一部改正についてであります。

議案第 30 号は、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

久賀簡易水道について、庄地地区の一部を新たに給水区域に定めようとする条例の一部改正であります。

議案第 31 号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更についてであります。

山口県市町総合事務組合の各団体への新たな団体の加入に伴う規約の変更を行うものであります。

議案第 32 号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。本計画の内容に事業の追加をし、計画の変更を行うものであります。

議案第 33 号は、油宇集会施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第 34 号は、小泊集会施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第 35 号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてであります。

議案第 36 号は、周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてであります。

この際、行政報告を申し上げます。

まず最初に、子ども手当の創設についてであります。

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、平成 22 年度において、中学校終了

前までの子供を養育している者すべてに対しまして、子供一人につきまして、月額1万3,000円の子ども手当を支給する制度が創設されたものです。

子ども手当は、所得制限は設けず、その手当の支払い月は平成22年6月及び10月並びに平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、平成23年6月に同年2月分及び3月分をそれぞれ支払うもので、子ども手当の支給要件に該当する受給資格者に支給されるものであります。

なお、住民の皆様へのお知らせにつきましては、法案の成立をもちまして、町ホームページや町広報誌に掲載することなどで周知を図っていきたいと考えているところであります。

次に、パスポート発給事務につきましては、先ほど御説明申し上げましたが、本年10月1日から政策企画課を窓口として申請・交付事務を行います。申請から1週間程度で交付の予定であり、町民の皆様にも大変便利になるものと思っております。

次に、昨年より建造に着手しておりました情島、浮島両航路の新造船がこのほど完成し、3月25日に就航の運びとなりました。当日は議員の皆様方にも御出席をいただき、就航式を挙行いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、公営企業局関係であります。

周防大島町立東和病院におきましては、既に御報告をいたしておりますとおり、4月より田中院長に名誉院長として御就任をいただき、後任の新院長には、山口県総合医療センターの内科部長である篠原健次先生に就任をいただくこととなりました。

また山口県総合医療センターより、自治医科大学御出身で、内科の神原なおこ先生も同じく4月に着任されることとなりましたので御報告いたします。

次に、教育委員会関係であります。

本町横見出身で、サッカーJ1チーム鹿島アントラーズに所属をいたしております岩政大樹選手の新春恒例となっておりますサッカー教室が、新年早々の1月4日に開催されました。会場は新しく生まれ変わりました陸上競技場で行われ、町内外から300名を超える少年少女が集まりまして、岩政選手と心地よい汗を流したところであります。

御承知のとおり岩政選手は、サッカーワールドカップの日本代表候補選手の一人に選ばれており、今後ますますの御活躍を願っているところであります。

次に、サザン・セト大島ロードレース大会についてであります。

2月7日には、遠くは新潟県からの参加者も含めまして、総勢3,200名を超す申し込みのありましたサザン・セト大島ロードレース大会が開催されました。26回目となったこの大会も、年々参加者がふえる傾向にあり、名実ともに交流人口100万人の一翼を担う大会に育ってほしいと願っているところであります。

次に、20年度・21年度の継続事業として実施しておりました東和中学校の建築が完了しま

したので、3月19日に竣工式を行うことになりました。議員の皆様には御出席のほどよろしくお願いをいたします。

新しい校舎は、採光や通風はもとより、視認性にも重点を置き、人に優しい建物とし、図書コーナーとパソコンコーナーを融合させた多目的教室を設けるとともに、太陽光発電や木質化された内装を取り入れたエコスクール校舎となっております。

最後に、山泉小学校から始まりまして125有余年の輝かしい歴史を刻んできた屋代小学校で、来る3月20日に閉校式を行います。児童、保護者、地域の皆さんには、1世紀以上の長きにわたった屋代地区唯一の小学校を閉じるということに対しまして、大所高所から御理解を賜ったところでありまして、言葉には表せない特別な感慨深いものがあることと存じます。

地元においては、閉校記念事業実行委員会を設立し、記念碑の設置や手づくりのお別れ会を計画されており、閉校することへの思い入れが日ごとに高まってきていると感じているところであります。

先般、総務文教常任委員会委員、地元関係議員各位には、閉校式の御案内をお届けしているところでありますので、御出席のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、道の駅サザンセットとうわ一带に計画中のチャレンジショップの設計が終了し、その概要につきましては皆様方のお手元に資料を配布しておりますので、御高覧のほどよろしくお願ひいたします。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願ひいたします。終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前10時27分休憩

.....
午前10時40分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5・議案第12号

議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第12号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第12号平成21年度周防大島町一般会計補正予算

(第7号)について、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3億8,108万1,000円を追加し、予算の総額を165億6,406万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

歳入歳出補正につきましては、各事業の精算見込みによる補正、国の第2次補正による地域活性化・きめ細やかな臨時交付金への対応及び国の第1次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金の交付額決定に伴う財源調整が主なものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。それでは11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、9款地方交付税は、12月交付により、不採算病院分の増額交付がありましたので、これを調整するものであります。

11款分担金及び負担金2項負担金は、保育所への入所者の減による減額補正であります。

12款使用料及び手数料1項使用料につきましては、精算見込みによる調整で、総額で432万3千円の減額補正であります。2項手数料につきましても、精算見込みによる調整であります。可燃ごみ処理手数料は、増額補正となっております。

13ページの13款国庫支出金1項国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、各事業の確定、もしくは精算見込みにより494万1,000円の減額補正であります。2目教育費国庫負担金は、大島中学校屋内運動場改築に対する公立学校施設整備負担金4,862万3,000円の新規計上であります。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、国の第1次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の交付決定に伴う調整、国の第2次補正により交付されることとなりました地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の新規計上であります。

なお、各交付金に対応した事業、並びにその財源の状況は、参考資料として配布しております一覧表のとおりであります。

2目民生費国庫補助金は、精算見込みによる調整及び子ども手当準備事業費補助金417万9,000円、県補助金から国庫補助金に振り変わりました地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金644万5,000円の計上であります。

14ページをお願いいたします。6目教育費国庫補助金は、入札減等による調整と小学校費補助金で、久賀小学校耐震化に係る安全・安心な学校づくり交付金、中学校補助金で、大島中学校屋内運動場改築に係る安全・安心な学校づくり交付金の計上が主なもので、1億8,526万円の追加計上であります。

7目消費費国庫補助金3項国庫委託金は、精算見込みの調整であります。14款県支出金1項県負担金も同様に精算見込みによる調整であります。

15ページの2項県補助金につきましても、精算見込みによる調整が主なものであります。広域市町村合併支援特別交付金につきましては、久賀小学校耐震化、大島中学校屋内運動場改築に対応した追加であります。

16ページをお願いします。3項県委託金は、衆議院議員選挙費の確定による減額が主なものであります。

17ページの15款財産収入は、教職員住宅の空き室の増による減額及び各基金の利子の調整により190万7,000円の増額補正であります。

18ページをお願いします。17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを237万4,000円減額し、財源調整を行っております。

19款諸収入につきましても、中小企業勤労者小口資金、学校給食収入等、精算見込みによる減額及び建設残土処理場使用料、片添ヶ浜施設使用料等の実績に伴う増額調整であります。

20ページをお願いします。20款町債につきましても、各事業の確定または精算見込みにより3億2,370万円を減額するものであります。合併特例債につきましては、大島病院分の減、大島中学校屋内運動場改築分の増等の調整により3億2,810万円の減額であります。

続いて、21ページからの歳出について、主なものを御説明いたします。22ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員人件費は、早期退職者2名分の退職手当組合特別負担金を1,898万円追加計上しております。行政一般経費は、精算見込みによる減額補正であります。

23ページの2目文書広報費も、文書広報事業、防災行政無線整備事業の精算見込みによる調整であります。財産管理費は、各基金の利子の積み立ての調整であります。

24ページをお願いします。7目支所及び出張所費では、きめ細やかな交付金を活用し、久賀庁舎の空調設備を改修するものであります。8目電子計算費におきましても通信運搬費、保守管理委託料の精算見込みによる減額補正であります。9目地域振興費も同様に精算による減額であります。

25ページの2項徴税費は、職員人件費の調整であります。

26ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費も精算見込みによる減額調整であります。

27ページの4項選挙費では、衆議院議員選挙の執行経費の確定に伴い、1,200万円の減額補正であります。

28ページをお願いします。5項統計調査費も精算見込みによる減額調整であります。

29ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、福祉タクシー利用助成金の増額調整、県補助金から国庫補助金へ振り変わったことに伴う各施設への補助金の事業名称の変更であります。2目障害福祉費は、過年度清算還付金の計上及び訪問入浴サービスを初めとする各種サービス及び給付等の実績による補正であります。

32ページをお願いいたします。3目老人福祉費につきましては、敬老会事業の確定、食の自立支援事業、緊急通報システムの利用者減による減額補正が主なものであります。

33ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、実績に伴う減額調整と子ども手当の支給開始に備え、全額国庫補助によるシステム改修417万9,000円の計上であります。

34ページをお願いします。2目児童措置費は、児童手当の確定による減額補正、3目保育所費は、精算見込みによる調整と蒲野保育所及び久美保育所において、きめ細やかな臨時交付金による施設改修経費の計上であります。

35ページの4目保育所運営費は、保育所入所者の減による私立保育所運営委託金の減額が主なものであります。

4款衛生費1項保健衛生費につきましても、職員人件費の減額調整及び精算見込みによる減額補正であります。

37ページの2項清掃費におきましてもごみ袋、水質検査、ごみ収集車の入札減による減額補正、精算見込みによる減額補正が主なものであります。

40ページをお願いします。5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金等の実績に伴う減額補正であります。5目農地費は、農地一般管理経費においては、経済危機対策臨時交付金で行う予定の排水路整備事業における測量設計業務と、工事請負費の節間の調整が主なものであります。単県農山漁村整備事業は、事業完了による工事請負費の減額、県営農業基盤整備事業は、事業費確定による県事業負担金の減額であります。

42ページをお願いします。2項林業費は、有害鳥獣捕獲事業のタヌキ等の捕獲実績により120万円を減額するとともに、事業の平成22年度への先送りによる森林整備地域活動支援交付金の減額であります。

43ページの3項水産業費3目漁港管理費は、再編交付金で実施した浮島地区陸間整備事業の入札減による減額調整、きめ細やかな臨時交付金を財源とし、白木地区ほかの漁港施設改修事業費の追加により1億3,586万1,000円の追加計上であります。4目漁港建設費は、港整備交付金事業の実績による事務費の調整であります。

6款商工費1項商工費1目商工総務費は、人件費の調整、緊急雇用対策の賃金の減額であります。

44ページをお願いいたします。2目商工振興事業費は、中小企業勤労者小口資金貸付金の確

定による減額、防長交通に対する生活交通路線維持負担金の確定により減額をしております。また、ウインドパーク管理運営経費において、高山ランチャー台改修、竜崎温泉管理運営経費において屋外デッキ等改修、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費において、センターハウス等改修に係る経費を計上しておりますが、いずれもきめ細やかな臨時交付金を活用し、実施するものであります。

45ページの3目観光費の観光一般経費におきましても、精算見込みによる調整に加え、きめ細やかな臨時交付金で実施する文珠山展望台建設工事、遊湯ランド浴槽等改修工事の工事請負費等を追加計上しております。

46ページをお願いいたします。公園等管理経費は、屋代ダム公園管理委託料、ビーチクリーナー備品購入費の入札減による減額及び片添ヶ浜公園施設の利用増に伴う管理委託料の追加、さらには、きめ細やかな臨時交付金による竜崎遊歩道改修工事の追加であります。星野哲郎記念館管理運営経費は、実績に伴う減額補正であります。

47ページの7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、原石山管理事業において、整備のための工事請負費を減額するものであります。

48ページをお願いいたします。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、国の第1次補正に対応して、経済危機対策臨時交付金で実施しております橋梁長寿命化対策等の調査委託料から工事請負費への組み替えや、入札減による減額調整、きめ細やかな臨時交付金で行います正分長天線ほかの追加により、380万円の追加計上となっております。

2目道路新設改良費は、町道上浜線の事業費確定による減額及び経済危機対策臨時交付金で実施しております道路改良工事の追加により1,870万円の追加補正となっております。また、県事業負担金（道路等）につきまして、県事業の事業費確定に伴う負担金の減額調整を行っております。

49ページの3項河川費では、2目河川建設費、河川整備事業において、きめ細やかな臨時交付金事業として、開作入川ほかの改修に係る経費として8,339万2,000円を計上いたしました。また、県事業負担金（河川）の確定に伴う調整を行っております。

50ページをお願いいたします。4項港湾費、51ページの5項都市計画費につきましても県事業負担金の確定に伴う調整であります。6項住宅費は、町営住宅修繕費の追加及び西ヶ原住宅防水改修工事をきめ細やかな臨時交付金で行うこととしての追加であります。

52ページをお願いいたします。8款消防費2目非常備消防費は、12月補正で計上いたしました全国瞬時警報システムの改修について、国の内示額にあわせ追加補正するとともに、小型動力ポンプ、住宅用火災警報器等の入札減による減額を行うものであります。

3目消防施設費は、きめ細やかな臨時交付金を活用しての防火水槽3基、消防機庫2カ所の工

事請負費の追加であります。4目災害対策費は、地震防災マップ整備業務の入札減による減額補正であります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、人件費の調整と教育総務経費において、小中学校のエアコン設置工事、受電設備改修工事を追加しております。その財源は、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金であります。また、校務用パソコンの入札減による備品購入費の減額補正を行っております。学校教育経費は、電子黒板等の入札減、小学校統合経費は、閉校記念誌等の入札減による減額補正であります。

53ページの2項小学校費1目学校管理経費のうち、小学校管理事務局経費は、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、合併特例債を財源に久賀小学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を行うものであります。平成22年度での予算計上を予定しておりましたが、国の1次補正による地域活性化・公共投資臨時交付金を活用することにより有利な財源が確保できることから、前倒しで計上をいたしました。また、きめ細やかな臨時交付金を使つての城山小学校校舎改装工事、沖浦小学校屋内運動場改修工事も計上しております。

54ページをお願いいたします。スクールバス管理運営経費では、スクールバス運行委託料の入札減、スクールバス購入の入札減による補正であります。3項中学校費1目学校管理費、中学校管理事務局経費は、きめ細やかな臨時交付金により実施する久賀中学校プール改修工事の計上が主なものであります。

55ページの東和中学校改築事業経費は、校舎改築工事に伴う工事請負費、備品購入費を減額するとともに、平成22年度で予定をしておりました旧校舎の解体及び外溝工事を公共投資臨時交付金を活用することとし、前倒し計上しております。

56ページをお願いします。大島中学校屋内運動場改築事業につきましても、測量設計業務の入札減による減額補正及び有利な財源を活用しての工事請負費の前倒し計上により、2億7,780万円の追加計上であります。2目教育振興費は、パソコン教室用パソコン機器の入札減、県体派遣等の実績による減額補正であります。

57ページの4項社会教育費1目社会教育総務費は、社会教育施設へ設置したAEDの入札減による減額、2目公民館費、5目社会教育施設費は、精算見込みに伴う補正であります。

59ページですが、5項保健体育費1目保健体育総務費は、スポーツ少年団の増加による補助金の増額であります。2目体育施設管理費の町民グラウンド管理運営経費は、久賀中学校グラウンド照明工事の入札減による減額補正であります。陸上競技場管理運営経費は、トラック及び人工芝への改修工事の入札減による減額調整と、きめ細やかな臨時交付金で行う駐車場等の整備工事の追加により4,179万2,000円の減額計上となっております。

3目学校給食費は、各地区の給食センターにおける精算見込みによる賄材料費等の調整及び東

和地区学校給食センターの給食配送車の入札減による備品購入費の減額補正が主なものであります。

61ページでございますが、12款繰出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整で、4億392万3,000円の減額であります。簡易水道事業特別会計への繰出金につきましては、きめ細やかな臨時交付金を活用しての水道施設改修分が含まれております。

以上が、平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要であります。国の補正予算に対応した事業につきましては、御議決を賜りましたならば、ほとんどは平成22年度に繰り越して実施をすることとなりますので、その調整を行い、議会最終日に繰越明許費の補正予算を提出させていただきたいと考えております。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほどから聞いておりますと、今回の補正の特徴は、一つはいわゆる事業の終了、もう一つは国の第2次補正に対応するというところでずっと説明がありました。その中で若干聞いておきたいのは、今年度分の普通交付税分75億3,116万4,000円の中身について、一般的に言われる公債費負担分、それと一般的に言われる特定目的分等について、報告を求めたいというふうに思います。

次に、商工使用料の中で、実際的に当初と比較して大きいのが星野哲郎記念館入館料であります。これは当初計画の人員と実際的な決算時期、大体何人ぐらいの差があるのか、これも報告を求めたいというふうに思います。

次に、国庫支出金の関係です。地域活性化・経済危機対策臨時交付金から始まって、3回名前が変わるということになると非常にわかりにくい。今回の2次分が、民主党政権になって新たに支出が行われたということですが、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金、これは平たい言葉で言えば、いわゆる縛りがあるのかどうか、用途目的に対してですね。例えば、人件費に使ってはいけませんよとか、基本的な縛りはどういうふうになっておるのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、歳出について質問をします。失礼 もう1件歳入について。歳出でも聞けるんですが、実は 歳出のほうがええね。失礼、歳出で聞きます。

次に、歳出のほうに移ります。まず1点は24ページ、支所及び出張所経費で、これはセンターの空調のときも議論があったんですが、どういう形で空調整備をされるのか聞いておきたいというふうに思います。

民生にかかわる部分で、今回30ページになりますけどですね、いわゆる当初計画しておった

分で事業そのものがなくなった部分があるのか。例えば、国保会計でも出てきますが、それとの関係でつかんでいる範囲で聞いておきたいというふうに思います。

次に、32ページ、介護予防ですけど、これは単独という格好で括弧つきで書いてありますが、食の自立支援事業、これも当初と比較してかなり食数が減っていると思われませんが、どういう食数の状況だったのかということで報告を求めたいと思います。

それと、子ども手当経費委託料ですけど、これはいわゆる子ども手当システムの改修業務ということになっておりますが、これは国からの事務費100%という考え方でよろしいのかどうか、聞いておきたいというふうに思います。

あとそれぞれ財政が示された今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の中で、それぞれ道路維持、そのほか工事にかかわって、先ほど総務部長のほうは「ほか、ほか」という言い方されましたので、それぞれ箇所を明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず1件目の交付税の関係の御質問でございますけど、今回は特別交付税に関する補正なんですけども、普通交付税の決定に伴う特定目的分のという御質問でございます。

まず、公営企業局分、今回から救急病院分が普通交付税に回ってきましたが、企業債の償還分等々合わせまして、5億2,926万4,000円くらいと見込んでおります。

それから起債償還分として措置されたものが、15億4,320万円ばかりと思っております。あと昨年からは始まっております地方再生対策費というのがありますけれども、これが2億400万円ばかり。それから地域雇用創出推進費というのが21年度特別に措置されておりますが、これが2億3,700万円ばかりというふうに見込んでおります。

それからもう1点、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の使用の縛りがあるのかというような御質問ですけども、人件費等には使用することはできません。要するに地元といいますか、地域に発注可能な修繕とか工事とかそういったものに使いなさいということでございます。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 星野記念館の入館料の件でございますが、当初3万3,000人で入館料を算定しておりました。この今回2,600人の見込みで7,000人の減でございます。

続きまして、道路橋りょう維持費の工事箇所でございますが、明神松線、久賀小松線、開作上片山線、本浦伊ノ浦線、それと土橋線、正分長天線、南町線、以上でございます。

議長（荒川 政義君） 山本久賀総合支所長。

久賀総合支所長（山本 定雪君） 久賀庁舎冷温水発生機修理等の工事でございますが、入札を

考えております。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 河川建設費でございますが、開作入川、中村川、泊川、開地川、割石川の5件でございます。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） きめ細やかな臨時交付金に関する工事箇所ということでしたが、うちの関係では、消防施設整備で防火水槽新設が3基、これは小松地区、西屋代地区、久賀地区に1基ずつ、それから消防機庫整備が2棟ですね、油良地区と日前郷地区ということに計上しております。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） まず1点目の障害福祉関係で、事業中止とか廃止になったものはないかということでございますが、31ページの上から2段目、ケアホーム重度障害者支援体制強化費、この事業につきましては、平成21年度の当初予算を上げて、それからすぐ廃止という通知が来ましたもので減額しております。ほかに事業廃止になったものは、障害関係ではありません。

それから次に、食の自立支援事業ですが、当初予算では全体で1万6,548食を見込んでおりましたが、今現在の実績見込みでは、1万2,343食の予定であります。

それから子ども手当につきましては、10分の10の補助がある予定です。定額が300万円、それにプラス人口1人当たり65円という計算で出しております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 2回目ですので、聞き漏れを明らかにしたいというふうに思いますが。

一つは竜崎温泉の回数券であります。言いますのが、今年度当初計画で計画された入浴予定部分とですね、今回の補正の部分で、かなり実際的には回数券利用者が減というふうに見込まれておりますね。それで実際的に、今年度回数券利用で使用された方は何人で、基本的には町が負担する回数券、これが何枚残っているというふうに見ておられるのか。またこの影響が、今年度休業ということがあったわけですが、その影響なのかどうなのか、全体として利用状況はどうかという点で質疑をしておきたいというふうに思います。

それと教育委員会関係で聞いておきたいというふうに思いますが。スクールバス運営事業、これは前にも言ったんですけど、実際的にはそこで働く人の労働条件が非常に悪いという側面があります。確かに入札等によって決定はされるんですが、執行部自身が、基本的には運転手の単価、

消耗品、そういう分け方で予定額を出されているというふうに思いますが、実際的に運転手単価、運行状態ですね、1時間当たり幾らを見ているのか。かなり劣悪な部分が見られるという点で聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 竜崎温泉の町が負担する枚数でございますが、今手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

それと使用者は、当初予算に対しまして半減をしておるというところでございます。これは1カ月の休業というのがございましたけれども、それも加味しておりますが、来年度もこれくらいではなかるまいかという気持ちであります。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 運転の関係でございますが、私ども仕様書をつくっている資料によりますと、1時間当たり1,250円と記憶しています。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 3回目です。これで終わりますが、1つは、先ほど各工事箇所等について報告がありましたが、漁港関係が白木地区ほかということで、まだ答弁漏れがあるんじゃないかというふうに思いますので、これをお願いしたいというふうに思います。

それと、町が教育委員会関係でもいろいろ事業をやっているけど、実際的には1,500円部分、1,250円部分と、スクールバスに限って1,250円という入り方をしているのかどうか、ちょっと非常にわかりにくいんですよ。実際的に拾ってみますと、1年間130万円前後の勤務をずっとしたとしても、130万円前後という実態を見てみますと、かなり労働条件が悪い。本当にそれが教育委員会が例えばきちとしたはじきをしたにもかかわらず、いわゆる落札者がそういう鑑識をしたのかどうか、非常に不明瞭な部分があるんで、やっぱりきちとした単価は確保せんと、今特に不況の中で、仕事がない等の中で、それが削られると非常にあやふやな、本当に子供たちの安全安心を守るという立場で運転をされている方に対して、非常にまずい部分が発生するんじゃないかという点で、その単価の考え方について聞いておきたいというふうに思います。

例えば、教育委員会がほかの場合と、例えばどこか行きますよね。そのときに雇います。それとの単価との違い等があるんじゃないかというふうに思いますが、どのように考えておるのが聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 漁港管理費の工事ですが、白木漁港、これ佐連地区です。油田漁港が油宇地区、日良居漁港日前地区、安下庄漁港が原地区でございます。

それと先ほどの竜崎温泉の件でございますが、平成21年度の見込みが5,100枚です。それであと見込みで残枚数が約3万3,700枚となります。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 先ほど質問で1時間当たり1,500円という話でしたが、この1,500円がどこから出た数字なのかを私、わかりませんが、基本的に年間130万円云々という話もございました。これ単純に1,250円を8時間で掛ければというような計算ではなくて、これはあくまでも拘束時間でございますので、1日当たり4時間の拘束、5時間の拘束というような形になります。

したがって、積み上げていきますと、実際130万にならないという場合もあるかと思えます。

それからもう1点ございました、他のいわゆる運行等でお願ひした場合のお礼といいますが、謝金といいますが、そういった形との差ということでございますが、基本的に1日、例えば山口へ運転をお願いするというような場合には、日額1万円としますか。そうしますと、拘束が8時間ばかりになりますので、単純に1万円を8で割りますと1,250円になるということで、私は極端な差はないというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の次の本会議といたします。

日程第6．議案第13号

日程第7．議案第14号

日程第8．議案第15号

日程第9．議案第16号

日程第10．議案第17号

日程第11．議案第18号

日程第12．議案第19号

日程第13．議案第20号

議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第13号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第13、議案第20号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） それでは、平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入では国庫・県支出金の交付申請、それから交付決定額による調整、歳出では高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による調整が主なものです。

予算書の1ページ本文で、既定の歳入歳出予算の総額から2,151万3,000円を減額し、総額を33億9,514万9,000円とするものであります。

事項別明細書で御説明をいたします。7ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。3款の国庫支出金では、1項1目の療養給付費負担金を変更申請により1,997万7,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金は、追加交付申請により11万3,000円を増額いたします。2項1目の財政調整交付金は、交付決定額により1,096万9,000円を増額いたします。

4款療養給付費等交付金では、決算見込みにより1,387万5,000円を減額、それから8ページ、6款県支出金、1項1目の高額医療費共同事業負担金も同様に追加交付申請により11万3,000円を増額、7款1項1目の高額医療費共同事業交付金は、確定により797万1,000円を増額、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、これも確定により696万9,000円を減額いたします。

8款の財産収入では、国民健康保険基金利子の増額により、14万2,000円を増額しております。

歳出を御説明いたします。

1款総務費、1項1目の一般管理費については、70歳から74歳の医療費自己負担分凍結延長に伴うシステム改修費及び高齢受給者証の更新費用として、148万4,000円を増額しております。

2款の保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費は財源調整、それから2目及び4目並びに次の10ページ2項2目の退職被保険者に係る保険給付費については、医療費等の決算見込みにより、同じく財源調整を行っております。

2項3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、支払いを来年度で行うことになったため500万円を減額いたします。4目退職被保険者高額介護合算療養費は、支払い対象者がいないため100万円の減額でございます。

3款の後期高齢者支援金等は、財源調整でございます。

11ページ、7款共同事業拠出金では、高額医療費拠出金の確定により45万2,000円の

増額、保険財政共同安定化事業拠出金も確定により2,003万円を減額いたしております。

9款基金積立金は、国民健康保険基金の利子の増額により14万2,000円を増額しております。

11款繰出金では、公営企業局会計への繰出金として、東和病院のレントゲン装置、全自動血圧凝固装置の購入等に係る経費に対して、243万9,000円を追加いたしております。

以上で、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第14号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。今回歳入においては、保険税及び一般会計からの繰入金の減額、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を行うものです。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,597万9,000円を減額し、総額を4億3,883万6,000円とするものです。

それでは、歳入から御説明をいたします。19ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料は、これは当初軽減額が確定していなかったため、7割、5割、2割の軽減で計上いたしておりましたが、これが9割、8割5分、5割、2割の軽減となったために1,550万7,000円の減額となっております。

3款繰入金1項1目事務費繰入金は、広域連合からの通知により、143万9,000円の減額、2目保険基盤安定繰入金は、確定により3,903万3,000円を減額いたします。

次に、歳出を御説明をいたします。20ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金5,597万9,000円の減額でございます。内訳は、事務費等負担金分が143万9,000円、保険基盤安定負担金分として3,903万3,000円、後期高齢者医療保険料分1,550万7,000円の減額でございます。

以上で、平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議案第15号平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。今回は、平成21年の3月から11月分までのサービス利用実績から推計いたしました年間の保険給付費の増額に伴う歳入歳出見込みの調整が主なものでございます。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額に3,999万3,000円を追加し、総額を30億9,785万6,000円とするものです。

歳入から御説明をいたします。27ページをお願いいたします。

1款の保険料では、決算見込みにより170万5,000円を増額いたします。

3款1項の国庫負担金は、介護給付費の増額分として112万5,000円の増額、2項の国庫補助金では、給付見込みにより、1目の調整交付金を321万7,000円増額、2目の地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより、411万6,000円減額をいたします。

28ページ、4款の支払基金交付金では、給付見込みにより1,410万5,000円を増額いたします。5款1項の県負担金は、国庫負担金同様に1,609万5,000円の増額、2項の県補助金では、同様に実績見込みにより、205万8,000円を減額計上いたしております。

29ページ、6款の財産収入は、介護給付費準備基金等の利子11万3,000円の増額でございます。

7款の繰入金では、1,047万4,000円を増額いたします。1項の他会計繰入金では、1目介護給付費繰入金を662万3,000円増額、実績見込みにより、2目地域支援事業繰入金を205万8,000円の減額、3目その他一般会計繰入金は、職員人件費の財源組み替えにより135万4,000円を増額いたします。

30ページ、2項の基金繰入金は、給付費の見込みにより介護給付費準備基金繰入金458万7,000円の増額が主なものでございます。

9款の諸収入は、要支援1と2のケアプラン作成件数の減により、68万9,000円を減額いたします。

次に、歳出を御説明いたします。

1款の総務費は、介護認定審査会の開催日数の減による審査会費270万円の減額が主なものでございます。

32ページ、2款1項1目の介護サービス等給付費では、この実績見込みにより、5,804万8,000円を増額、2目介護予防サービス等給付費を1,219万3,000円減額いたします。

34ページ、2項のその他諸費は省略いたします。3項の高額介護サービス等費では、161万4,000円を増額いたします。4項の高額医療合算介護サービス等費は、支払いを来年度で行うことになったため183万8,000円を減額いたします。5項の特定入居者介護サービス等費は、実績見込みにより728万5,000円を増額いたします。

36ページをお願いいたします。3款の基金積立金は、基金の利子11万3,000円を追加いたします。

4款1項の介護予防事業は、生活機能評価の受診者数の減及び介護予防事業利用者の減により596万6,000円の減額、2項包括支援事業・任意事業は、実績見込みにより84万円を減額いたします。

38ページ、5款の介護予防支援事業は、ケアプラン作成件数の減により、334万5,000円を減額いたしております。

以上で、平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） それでは私からは、議案第16号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）から、議案第19号平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までについて補足説明させていただきます。

補正予算議案つづりの39ページをお願いいたします。

まず、議案第16号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に2,738万7,000円を追加し、予算の総額を10億8,846万1,000円とするものであります。

事項別明細書の45ページをお願いいたします。歳入についてであります。1款の分担金及び負担金につきましては、新規加入者が例年に比較して減少したことによる減額であります。2款使用料及び手数料1目給水使用料につきましては、現時点までの状況から643万円の増額計上でございます。2項手数料につきましては、主に開閉栓手数料10万8,000円の増額計上でございます。

3款繰入金につきましては、一般会計から国の第2次補正による地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の事業費を含む2,367万4,000円を繰り入れての財源調整でございます。

46ページの6款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道施設国庫補助金につきましては、補助基本額確定による164万円の減額計上でございます。

47ページから歳出になりますが、1款簡易水道費2項事業費について、1目維持管理費の委託料において、量水器の検針委託料の減額及び森、田尻地区、久賀庄地地区配水管布設工事の精算見込み額による432万6,000円の減額計上でございます。

飲料水供給施設維持管理費につきましては、源明地区配水池流量計修理費の追加計上でございます。2目設備費につきましては、国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細やかな臨時交付金にて、浮島地区の簡易水道変更認可及び事業計画設計委託料721万6,000円、工事請負費として浮島江ノ浦地区簡易水道第5水源の塩化物イオン等の除去を目的としたろ過浄水装置整備、東和第2配水池補修及び前島第3水源改修工事費、合わせて2,462万円を追加計上しております。

次に、議案第17号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書の49ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1,542万7,000円を減額して、予算の総額を4億9,275万

2,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の57ページをお願いいたします。歳入につきましては、1款分担金及び負担金1目分担金は、全期前納者の増による280万3,000円の増額計上、2款使用料及び手数料1目公共下水道使用料につきましては、下水接続者(利用者)の増によるものです。また、一般会計からの繰入金を984万4,000円を減額して財源調整を行ったところでございます。

6款町債につきましては、事業費確定に伴う調整であります。

59ページから歳出になりますが、1款公共下水道費1項事務費につきましては、委託料の汚水処理施設整備構想、事業変更認可業務の精算見込みにより、431万2,000円の減額でございます。2項事業費1目維持管理費につきましては、精算見込みにより、水質検査委託料20万4,000円の減額、また負担金補助及び交付金では、水洗便所改造資金利子補給金の減額でございます。

2目公共下水道事業費につきましては、安下庄地区公共下水道事業の事業費確定による所要額の調整であります。

続きまして、議案第18号は、平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

61ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から960万1,000円を減額し、予算の総額を3億7,013万円とするとともに、2条において地方債の補正を行うものであります。

事項別明細書の69ページをお願いいたします。歳入からになります。1款の分担金及び負担金1目農業集落排水事業費分担金につきましては、先ほどの公共下水道と同じく、全期前納者増による117万3,000円の増額計上であります。

2款使用料及び手数料1項使用料につきましては、接続者(利用者)の増によるものです。

4款繰入金につきましては、634万4,000円減額での財源調整でございます。

6款町債につきましては、事業費の確定に伴う調整であります。

71ページをお願いいたします。歳出であります。1款農業集落排水費1項総務管理費については、前納報償費の増額計上であります。2項事業費1目維持管理費につきましては、沖浦西浄化センターの汚泥引き抜きポンプの修繕費の追加計上、精算見込みによる水質検査委託料の減額、また負担金補助及び交付金では、水洗便所改造資金の利子補給金の減額補正でございます。2目農業集落排水事業につきましては、秋地区農業集落排水事業費確定による所要額の調整であります。平成22年度の早い時期に全部供用開始の予定で作業を進めております。

続いて、議案第19号平成21年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

補正予算つづりの73ページになります。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から1,755万3,000円を減額し、予算の総額を4,692万4,000円とするとともに、第2条において、地方債の補正を行うものであります。

事業別明細書の81ページをお願いいたします。歳入については、主に中継ポンプ更新事業の確定に伴う繰入金及び町債の調整であります。

82ページの歳出では、1款漁業集落排水費1目維持管理費において、精算見込みによる水質検査委託料61万6,000円の減額、2目漁業集落排水事業については、事業費の確定による工事請負費1,693万7,000円の減額でございます。

以上が、議案第16号から議案第19号まで、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要であります。

何とぞ慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第20号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書の83ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に3万円を追加し、予算の総額を7,901万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書の89ページをお開き願います。まず歳入からであります。1款使用料及び手数料につきまして、情島航路について、実績に応じて使用料を40万8,000円、手数料を1万8,000円減額しております。

2款国庫支出金は、それぞれの航路に対し、経営健全化に対する離島航路構造改革補助金が交付されることとなりましたので、358万円を新規に計上するものであります。これに伴い、4款繰入金において、一般会計からの繰入金を312万4,000円減額しております。

90ページをお願いいたします。歳出でございますが、精算見込みにより、前島航路の人件費、浮島航路の委託料の調整を行っております。

以上が、議案第20号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 質疑に入るんですが、公営企業局関係は後から、この議案が済んでからということ。

まず国保会計についてであります。先ほどの補足説明で、実際的に予算計上したが翌年度支払いということで報告があった件について聞きます。保険給付費のうち一般被保険者高額介護合算療養費、いわゆる3目については対象者がおるような含みでとらえて、それで退職者被保険者等高額介護合算療養費については、支払いは翌年であるが今年度は対象者がゼロであったということで報告がありました。それで実際的に一般被保険者高額介護合算療養費について、今年度何人おられたのか、説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 今現在把握している人数は36名でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これほとんど県の広域連合に支出するわけなんです、実際的に入のほうで特別徴収と普通徴収、それぞれ何人ずつだったのか聞いておきたいというふうに思います。

また滞納繰越分というふうに出ております。実際的にこれに伴うペナルティー等は発生してないというふうに考えますが、現実はどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 保険料につきまして人数ということではありますが、毎月移動がありますので、件数でしかつかめませんので。一応件数でしたら1月13日現在で普通徴収が1万4,839件、共済関係の特別徴収のほうは2万1,757件という形になっております。

議長（荒川 政義君） 舩重介護保険課長。

介護保険課長（舩重 久人君） お答えします。特別徴収8,479人、普通徴収1,139人です。で、並徴 特別徴収であり普通徴収であるという場合もありますが、これが196人おります。これ2月末の数字でございます。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） ペナルティーの件ですけども、短期保険証というのを出示しておりますが、今のところ3名出示しております。しかし、その1名はもう3月中に全納されるような予定になっておりますので、最終的に今月末までに短期保険証を保持されておられるのは2名という形になると思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 国保加入の場合、老人ですね。実際的には老人についてペナルティーがよろしくないという考え方でありました。それで実際的に後期高齢者医療制度が開始されたとき、これはもう若人と同じように、実際的には国によるペナルティーが科せられるという格好でかなりシビアにやられております。

それで、できるだけ私はペナルティーはないというふうを考えておったので、実際聞いておりますと、資格証明書の発行はないということだそうなんです。短期保険証でも、私はやっぱり医者にかかれないという状況をつくり出すべきではないという点を明らかにして質疑を終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１５号平成２１年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第１６号平成２１年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 今回先ほどの補足説明ですね、浮島の江ノ浦部分ということであります。それで計画的にはここだけが必要な部分なのか。それとも実際的には浮島の中に何カ所かあって、それで、その中で手をつけていかなければならない部分があるのか。それはやっぱり補正の時点で聞いておきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 浮島簡易水道と言われるものが２簡水ありまして、どちらも日最大配水量というのが６０トン程度ありまして、江ノ浦簡易水道が４つの水源でその日最大の６０トンを超えていると。今回の補正については、その江ノ浦地区の１水源の水質を改善するための装置をつけるということでありまして、その第５水源については日最大６０トンの計画で進めております。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩をします。１時から開会をいたします。

午前11時58分休憩

午後 1 時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 17号平成 21 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 3号）、質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 下水道に係って、基本的には今回利子補給の状態部分というふうに思いますが、今実際として何件あって運用されているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 岡本上下水道課長。

上下水道課長（岡本 洋治君） 下水道の利子補給の件でございます。当初予算が 30 件ほど予定しておりましたが、現在のところ 9 件ということになっておまして、半分以下となっております。それでもって減額補正ということになりました。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的にこの補正の段階で、会計は各会計にまたがるんですが、ここで聞いておきたいのは、例えばこの橋の場合は、公共下水、そして漁業集落排水、比率的にかなり格差が出る。当然 0% のところもあるんですが。実際的に補正後、加入割合等はどういう状況なのか報告を求めておきたい。いわゆる下水に加入状況ですよ。加入状況。例えば、旧町ごとに言ったらかなりの差があるわけでしょう、実際的にですね。実際、旧町ごとの加入率等について、今資料があれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 従来であれば、決算等で今の水洗化率とか今の普及率というのを示すわけですが、去年の資料であれば、また後でお示します。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 18号平成 21 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 19号平成 21 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2号）、質疑は

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第20号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には、使用料の補正があるというふうに思いますし、一般会計からの繰り入れの関係、あると思うんですが、値上げの影響ですね。いわゆる今年度値上げ、最終補正ですので。値上げの影響について、どのように見ておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 渡船の値上げについては4月1日からでございますので、ちょっと。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、日程第6、議案第13号から日程第13、議案第20号までの8議案の質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の次の本会議といたします。

日程第14・議案第21号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第21号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

石原公営企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第21号平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第4号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成21年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

この予算は、12月実績に基づきまして算出し、第2条の業務量では、病院患者数・介護老人保健施設利用者数ともに減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日の平均患者数も減少しております。それが1ページに記載しております。

次に2ページをお願いします。主要な建設改良事業の病院改築事業は、年割額の変更による減額補正、医療機械器具及び備品購入は、入札減による減額補正をしております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、12月末までの実績に基づきまして算出し、収

入合計で43億1,440万8,000円、支出合計では43億1,436万5,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入のうち企業債につきましては、入札減や大島病院移転新築工事の年割額の変更に伴いまして減額補正しております。東和病院の支出金につきましては、医療機器整備に対する国庫補助金の確定に伴いまして増額補正し、4ページの固定資産売却代金につきましては、婦人検診車の売却及び基金取り崩しによる収入でございます。大島病院の支出金は、移転新築工事の年割額の変更に伴います一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、同じく4ページをお願いいたします。

支出のうち、建設改良費につきましては、先ほど収入のところでも申し上げました入札減や大島病院移転新築工事の年割額の変更に伴いまして減額補正しております。企業債償還金は、償還額の確定に伴いまして増額補正しております。

第5条の継続費につきましては、大島病院移転新築工事の進捗状況に伴いまして変更しております。

5ページの第6条の企業債につきましては第4条で御説明申し上げましたが、入札減等の支出額の確定に基づきまして補正しております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、育児休業期間の短縮に伴いまして増額補正しております。

第8条の他会計からの補助金でございますが、交付税額の確定に伴いまして補正しております。

次に、6ページをお願いいたします。第9条のたな卸資産購入限度額につきましては、病院患者数や学生数の減少に伴う減額でございます。

附属資料といたしまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は28ページの平成21年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、4,917万6,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第4号)の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 一つは、いわゆる年割額の変更が補正であらわれております。21年度、13億4,041万4,000円ということでありまして、これは実際の進捗の状況を反映して支出計画を定めたものだろうというふうに思いますが、機械設備等それぞれが何%の進捗

の状況なのか。先ほど町長のほうは、11月には新病院として出発するということを言われましたが、実際どうなのかという点を含めて聞いておきたいというふうに思います。

それともう1点が、いわゆる入札について聞いておきます。これは主な建設改良事業で医療機器のほうなんです。備品購入のほうなんです、かつて議論したことがあるんですが、実際的には備品の場合、契約方法、売買方法ですね。

例えば随意があり、指名競争があり、一般競争入札があるという中で、医療機器の場合は、今回それぞれ減額補正ではありますが、実際的には入札についてはどういう中身をとらえたのかという点が質疑の中身です。

それともう1点、これも新たに医師の確保、報告がありましたが、3月末段階で実際的にそれぞれ病院ごとの医師の配置の状況、医師数の状況ですよね。実際的にあらわれてくるのは、入院患者、外来患者に対する利益、いわゆるお金にあらわれてくるわけですが、実際的には病院としては、医師の状況においてそれぞれ発生する。特に大島病院については、実際的には稼働率が高くなって医師の確保ができたのでね、言っておりますが、実際的に病院ごとの医師の状況について聞いておきたいというふうに思っております。

次に、貸借対照表に基づき質疑をしちよきたいというふうに思いますが。私たち議員活動の中で非常にわかりにくいのが、実際的に動いているとすれば、施設整備基金82億円、これが8億円くらい減って、そして実際的な、先ほど補足説明がありました貸方のほうの減額があらわれてくるというふうに考えますが、その点でちょっと補足説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） まず1点目の工事の進捗状況ですが、3月31日の予測に基づきまして、本年度の年割額の変更をかけております。3業態に分けて契約を結んでおりますが、建築工事につきましては、60.63%の進捗を見込んでおります。機械につきましては、32.49%、電気設備につきましては、28.83%の3月末での工事の進捗を見込み、それを21年度分の工事として年割額の変更を掛けております。

次に、医療機器の入札についてですが、80万円を基準にいたしまして、以下のものにつきましては、出入り業者のうちの取引のあるメーカー部分で見積もりあわせをして購入を決めております。80万円以上の商品、医療機器で、メーカー直接購入するものにつきましては、入札の相手というのが参考にしか上がりませんので、他メーカーの価格を調査いたしまして、それを基準にメーカーと随意契約を行います。それ以上の商品につきましては、指名競争入札によりまして相手業者を選択しております。

次に、3点目の医師数はちょっと私のほうじゃなくて、4番目の貸借対照表についての補足説

明になります。特に大きく動いておりますのが、建設仮勘定、これは先ほどから申しておりますように、大島病院の移転新築の年割額の変更によるものです。これは約14億円ほど減少しております。施設整備基金が8億円ほど減少しております。この部分につきましては、21年度の資本的収支の不足額約7億8,000万円、合併特例債の一般会計と公営企業会計の年の区切りの問題もございまして、その動きが3億3,000万円ちょっとずれます。その部分と、現金支出を伴わない減価償却部分が3億3,400万円ありますので、その差し引き分8億円分を基金より取り崩して年度内の資金繰りを行っております。

あと大きいのは、それに伴いまして企業債を建設改良が少なくなった分減額しておりますし、自己資本金を資本的収支の差額部分として減債積み立てを取り崩さずに自己資本金によって埋めるという形をとっておりますので、その部分で4億4,000万円、補助金部分が同じく大島病院の年割額の変更によりまして3億6,000万円減額しております。減債積立金は、当初起債の元金部分を減債積立金の取り崩しにより支出という予定でございましたが、自己資本金によりしますので、同額4億4,000万円を取り崩しておりませんので増額しております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） それでは、私のほうから2点ほど。

1点目がまず医師数のほうですが、医師数につきましては、21ページをお開きいただければと思います。医療職1の表のところに16名とございます。これは常勤医のほうを上げております。内訳は、東和病院が4名の内科医、橋病院が歯科医師入れて4名、大島病院が7名の常勤、それからさざなみ苑が1名の医師で16名ということになります。これ以外に報酬等で上げておりますのが、今の院長が囑託という格好で1名と、それからやすらぎ苑の木戸先生がやはり囑託という格好で、別にお医者さんの数がありますが、これはそちらでの予算計上というのが内訳で、そういったところです。当然管理者もお医者さんではございますが。

それともう1点、進捗状況のほうでございますが、2月の25日に打ち合わせ会がありまして、そのときに2月末の予定ということでもらっておりますのが54.4%、会議のその当日は53.5%というのが建築のほうの進捗状況でございました。

それから電気のほうが1月末の実施で8.4%、2月末の予定は12.8%でございます。

設備につきましては、2月末の実施できてるのが11.4%ということで、これが設備のほうの予定ということで、先ほどおっしゃられましたように年割が変更になりましたのは、当然1カ月転石が出まして、工事進捗状況が大幅にずれ込みましたので、8月末というのが今9月末という方向で進んでおりますので、そういった状況で年割額改定させていただきました。よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） その他収益の中でもう1点聞いておきたいんですが、実際的に大島公営企業局の場合は、その他収益の中に特交やそれ以外の部分として、いわゆる国債運用利益ということで上がっておるといふふうに思います。

それで、今実際的には90億円ですか、99億円ですか。年間そういう運用をしておりますが、実際的に内部留保の総額で運用しちよると。内部留保の総額で運用しとるということになると、本来的には内部留保は町民や一定部分、町民の皆さんや、そこに働く皆さん方に返していくという基本的考え方から成り立つといふふうに考えておりますが、その点でどのように運用の方向ですよね、運用の方向といえますか、今後ともその運用に伴う利益とか見通しとかいうのがわかれば報告を求めておきたい。国債等の運用についての方向性、その運用益の中身について聞いておきたいといふふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 国債の運用についてでございますが、建設当時、住民の方々に説明して歩いたときには、2.0%の運用ということで、これを目標にということでお話させていただきました。なぜ借りるのかという話もたくさんありましたけれど、こういったところで。ただこの4月におきましては、着手金で約10億円近くの金を払いまして、その額分が運用のほうから立て替えておりましたので、運用益がかなり上がらなかったという部分も今年度の収支見込みにかなり影響はしてくるかと思っておりますが、当然借入れが整い、今の立て替えております金額のほうがそれなりに残高がちゃんとして積み上がってくれば、大体2%の目標の数値での運用をしながら公営企業局の収支の助けにとは思っております。そういった方向性で2%前後の国債を何とか買ってということで、その利息収入といふふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 3回目になりますが、実際的にここで聞いておきたいのは、一つは、先ほど企業管理者が、いわゆる年度内の3月見通しの公営企業局の決算見込みを言われました。それで私、9月、12月とずっと質疑をやってきておりますが、決算見込みと実際的な状況は違うということは、もう議員と企業局の一定程度の理解が得られている状況だといふふうに思います。数値が違うということはね。それで私たちはできるだけ正しい数値といふことで言ってきましたが、一部誤った見通しを持っておられる方がおられます。私が質疑でした中身が全く理解されず、結局は特定の中身を間違えてそのまま書かれる人もおられるようだなといふふうに見ております。

さて、今回質疑の中で明らかにしちよきたいのは、本会議が終わったら委員会がありますが、詳細な資料等について、議長のほうから資料提出、数値の中身ですね、これはかなり差がありま

すので、資料提出を求めておきたいと、これをもって質疑を終わりたいというふうに思います。よろしく取り計らいをお願いします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の次の本会議といたします。松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 先ほどの町内の下水道、農業集落排水の関係の水洗化率でございますが、橘地区、安下庄の処理区ですが、60%、東和・片添処理区で88.2%、大島戸田処理区69.5%、沖浦西処理区60.8%、沖浦東処理区38.8%、日良居処理区で81.5%、和田処理区で60.5%となっております。21年3月末でございます。

議長（荒川 政義君） 先ほどの松井生活環境部長の答弁の補足でした。

日程第15・議案第22号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第22号周防大島町ふるさと応援基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第22号周防大島町ふるさと応援基金条例の制定について、補足説明をいたします。

平成20年の地方税法の一部改正に基づき設けられましたふるさと寄附金制度につきましては、制度開始以来、多くの本町出身者の方々から寄附金を賜ってきたところであります。この寄附金の活用方法につきましては、この度基金条例を制定し、一旦基金に積み立てを行い、目的に応じた事業に充当する場合に限り基金の取り崩しを行うこととし、寄附者の皆さんの意向を反映し、かつその用途を明確にするものであります。

条文の内容は、第1条におきまして、ふるさと寄附金を適正に管理し寄附者の意向を反映した施策に効果的に運用するために、ふるさと応援基金を設置する旨を規定しております。

そして、第2条におきまして、基金を財源として実施する事業を掲げ、寄附金の用途を明確にしております。

なお、寄附者の意向といたしましては、第2号の教育・文化の推進に関する事業に活用してほしいとの回答が多くございました。

次に、第3条では積み立て、第4条では管理、第5条では運用益金の処理、第6条では繰替運用についてそれぞれ規定しております。

第7条では、第2条各号に規定する事業に充てる場合に限り、基金の一部または全部を処分す

ることができることとしております。

また、第8条において、基金の運用全般にわたり、寄附者の意向を十分反映するよう配慮する旨の規定を設けております。

附則におきまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今副町長のほうから、基金条例について報告がありましたけど、2条をちょっと見てください。2条の基金を財源として実施する事業、これ以外、これだけ書いたらすべての事業に当たるといふ裏返しほどの項目が上がっちゃせんかと思うんですが。その点が1点です。

それともう1点が、実際的に基金運用という場合は、翌年度以降に使うための財源の確保という部分が大体基金条例の場合が多いわけなんです。その点でやっぱり当年度で活用できないという理由は何か。基金条例をつくらんというのがあるのかないのか、それを含めて聞いちゃきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 私のほうからは、多くの事業があるがという御質問でございます。第2条でいろいろ書いてございます。先ほど補足説明でもありましたように、いろいろ意向を調査といいますか、アンケートした中には、2番の教育文化ということではございますが。やはり特定の事業というのではなくて、いろんな事業ができるということで一応上げさせていただいております。御理解のほどよろしくお願い致します。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 基金利用の考え方でございますけれども、先ほど議員さんおっしゃったように、翌年度に向けての基金の積み立てかというような御質問でございますが、まず先ほど副町長の補足説明でもありましたように、平成20年度からスタートしたふるさと寄附金制度でございました。で、20、21年度ともう既に380万円ばかりだったと思いますが、そういった寄附がされておりますので、それを一たん基金に積んで運用をして、なおかつその条例の目的に応じた運用なり事業の目的に沿った事業を展開していこうという考え方で基金条例の制定なり、基金の造成ということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りいたします。質疑が終結しましたので、本案件については、所管の総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案件については、所管の総務文教常任委員会へ付託することに決定しました。

日程第16・議案第23号

議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第23号周防大島町小作料協議会設置条例の廃止についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第23号周防大島町小作料協議会設置条例の廃止について、補足説明をいたします。

本案は、平成21年12月15日に施行された改正農地法により、標準小作料制度が廃止されたことに伴い、本設置条例を廃止しようとするものでございます。

また標準小作料制度にかわるものとして、農地の賃借料情報の提供が農業委員会に義務づけられました。賃借料情報は、過去1年間の実際の賃借料を集計し、作物や生産基盤ごとに平均額、最高額、最低額を広報誌や町ホームページなどを介して提供していきますので、これまでよりも具体的かつ実情に即した情報提供につながるものと考えております。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号周防大島町小作料協議会設置条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 . 議案第 24 号

議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 24 号周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 24 号周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止について、補足説明をいたします。

「経営・生産対策推進会議」は、平成 12 年 4 月 1 日交付の経営対策体制整備推進事業実施要綱に基づき、経営対策体制整備推進事業を実施するために各市町村に設置されました。

本推進事業は、平成 12 年からの 5 力年の事業であり、農業生産対策・担い手対策・経営構造対策等のビジョン・目標等の策定、並びにその実現のために必要な活動等に関する計画を定めた地域農業マスタープランを策定し、年度ごとに進行管理と総合評価を行うというもので、平成 16 年度をもって完了した事業であります。

したがいまして、「周防大島町経営・生産対策推進会議」は、その役目を終えておりますので、その設置について規定する本条例を廃止しようとするものであります。

なお、平成 17 年度以降の国の農業生産対策・担い手対策等は、「担い手育成総合支援事業」に切りかわり、本町においても平成 17 年 8 月 31 日に「周防大島地域担い手育成総合支援協議会」を設立し、農業生産対策・担い手対策等に取り組んでいるところでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） こういう条例そのものは、各その時々々の政権の補助要綱によっていろいろ変わってくると。ましてや今度は今行っているという担い手育成総合支援協議会そのものも名前が変わるかもわからんという時代に入りよるんです。それで今回、いわゆる経営対策体制整備推進事業なるものが、今行われておる担い手育成総合支援協議会がすべて引き継ぐ、受けていいという状況、役割をすべて引き受けておるから廃止なんだということでこの廃止条例提案ということなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 広田議員さんのおっしゃるとおりでございます。それを平成 18 年 4 月 1 日以降、担い手支援センターでその協議会を作ってやっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第24号周防大島町経営・生産対策推進会議設置条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18・議案第25号

議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第25号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第25号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、地方自治法の改正により、「議員の報酬の支給方法等に関する規定」と「他の行政委員会委員等の支給方法等に関する規定」とが分離されたため、引用法律の条項の変更に伴い、関係条例の条項の改正が必要となりました。

改正前にあつては、地方自治法第203条第5項で議会の議員とその他の行政委員会委員について、報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は条例で定めなければならないと両者を一緒に記載しておりました。

改正後は、第203条第4項で議会議員、枝分かれした第203条の2第4項でその他の行政委員会委員等にそれぞれ分離して支給方法を定めることとした、地方自治法の条文改正に対応した条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、現在の条例運用に変更を与えるものではありません。

附則におきまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第25号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19・議案第26号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

まず議案第25号で説明いたしましたように、「議員の報酬の支給方法等に関する規定」を「他の行政委員会委員等の支給方法等に関する規定」と分離したことによる各引用条項の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第23号及び議案第24号で御説明いたしましたように、町小作料協議会設置条例及び町経営・生産対策推進会議設置条例が廃止されることに伴い、それぞれの委員を廃止しようとするものであります。

次に、平成19年より運行を開始したスクールバス白木線発足の際、地域公共交通会議を設置し、スクールバス白木線の運行を開始した経緯がありますが、タクシー会社やNPO法人などが運行主体となる過疎地有償運送、福祉有償運送の運行を検討、開始の協議においては、道路運送法第79条の規定により、既存の地域公共交通会議ではなく、別に有償運送運営協議会を設立し、運行区域、利用料や運行主体について協議し、同意を得る必要があります。

ついでには、同協議会を設置することに伴い、その委員である有償運送運営協議会委員を新たに追加しようとするものであります。

次に、社会教育指導員について、旧町において昭和51年から60年の間に指導員規則を設置し、事業を推進してまいりましたが、平成10年に補助制度が廃止され、その後、一般財源により対応してまいりました。

現在までに指導してきた生涯学習講座・各教室の大半が自主運営での開催や、各種団体の育成指導も当初の目的を達したと思われまますので、このたび指導員規則を廃止することに伴い、社会

教育指導員を廃止しようとするものであります。

附則におきまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回追加する有償運送運営協議会委員というのが実際的に何を指しているのかというのが、もうひとつイメージがわかりにくいという面があります。

と言いますのが、例えば、かつて白木線を出発するときにはその協議会をもってやったが、今度は大島全体の運行計画という形でこれをやろうとするのか、全体の部分。ただ単にいろんな団体があります。タクシーあり、民間バスありですね、そしてまた介護で実際運送する部分があり、それを引くくめて協議しようとするのかがですね。また委員を何名をもってするのか、大体イメージが沸いておれば、答弁を求めておきたいというふうに思います。

今それが、やっぱり過疎地の関係で運行したり、非常に苦労しよる部分でありますから、ちょっとイメージ的なものを聞いちょきたいというふうに思います。

それと、社会教育指導員はそれぞれ各種団体ごとが自主的にやられているんで、実際的には必要ないという言い方がされておりますが、もうその責務は終わったというふうに言われますが、実際的にはいつまでもずっと予算計上してですね、終わった後認定するのかというのが非常に分かりにくい部分がありますので、その歴史的役割が終わったとすれば、何ををもって終わったのかが非常にわかりにくいというので、聞いておきたいというふうに思います。

また予算措置については、今年度までされておったのか。それとも何年待つという格好で報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 過疎地有償運送と福祉有償運送の運行ということになりますけれども、これ大島郡全体を考えています。ただ今バスが運行しておるところにつきましては、前回やりました地域公共交通会議いうものを設置しております。それで今回は、そのほかタクシーが行くようなところまで全体を考えておるところなんです、これにつきましては地域の住民の生活の足を確保するために、あるいは住民の方々や事業者とそういうことを協議するというのでこの協議会をつくりたいと、設置したいと考えております。

有償運送運営協議会というのは、委員さんは今まだ考え中ではありますが、そういった利害関係のある方、大体12名ぐらいを委員さんにしたらと考えております。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 社会教育指導員の関係でございますが、今まで業務内容等につま

しては、生涯学習講座あるいは各種教室等の計画立案等々で指導等もいただいております。この社会教育指導員さんが今年度、平成21年度までは予算化しております。

したがいまして、今現在3つの教育支所、それから社会教育課を含めて4人ほど社会教育指導員を配置しておりますけれども、この人たちについてはこの3月いっぱいまでということで新年度等には予算化はしてありません。

なおかつ、先ほど当初の目的を達したという御説明をしたところでございますが、「必要ない」という表現はした覚えはございませんので、その点御理解いただけたらと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今社会教育指導員について、今年度まで予算計上して、新年度から予算計上しないと。で、実際的には必要ないじゃなしに、当初の目的を達成したという言い方であろうかというふうに思いますが、実際的には中身が一緒なの。実際的に。新年度から予算計上しないということは必要ないから予算計上しないということであります。

それで実際的に、それはいろいろな考え方があって、各種団体を尊重するという言葉もあるかもわかりません。それなりにずっと長い間、各町ごとにやってきた中身はそれぞれが重いものがあったからこそ実際的には予算計上して、行われてきたというふうに思います。じゃけ、言い方が違うなら、ましてや予算計上しないということは必要性がなくなったから予算計上しないということには間違いはない、もし仮に予算計上しないのならね、実際的には。あした以降の議論になります。

それで、もう一つは、有償運送運営協議会委員は12名ぐらいということで考えておられるということですが、すべての地域を網羅する部分が、それともすべての地域というのは周防大島町全体、幹線は走っておるけど、枝はすべてないわけなんですよ。安下庄線、久賀線、土居安下庄線、白木線ということで、枝はないわけなんです。

それで、今回この委員を選任してやろうという部分は、かつて一時期議論がありました。例えばあんまり触れたくはないんですが、いわゆる無償バスの運行形態の中で、実は枝線に入る方向を検討しようかという議論したことがあります。実際そういうイメージの部分かどうかは実際わかりにくいというふうに考えとるんですよ。それで、町側がどういう要綱をつくるかによって、その中身が大きく変わってくるというふうに思うんです。今回委員の報酬等ですからあれですが、実際的にはどういう部分を、例えば本線であっても安下庄線であっても、枝部分は皆走っていないわけです。そういうときにそれを含めた議論なのか、どうなのかちゅうのをちょっともう少し、せっかく条例をつくるときですから、明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 社会教育指導員のことでございますが、長年にわたって、この社会教育

指導員というのを、もとを言いますと、公民館とか総合センターというところに配置しておりました。既に県のほうからの補助事業というのは切れておる現在でございます。それで、今現在のどのぐらいの状況かと申しますと、週に3日ぐらい出させていただいて、いろいろなお手伝いしていただいておりますということでございまして。実際に社会教育指導員というふうな非常に大層な名前になりますと、実際に社会教育をどのように指導してるんかというふうな、例えばそういう資格のある方とかいうことに見えますが、全くそうではなくて一般のパートのような方を雇用してる状態でございます。

4月以降これを充実して、常勤的に補助職員を臨時雇用しようというふうなことでございまして、社会教育指導員という名前ではなくなりますが、各教育支所には1名ずつ今まで以上に非常勤職員を置こうというふうな気持ちであります。

もう1点の有償運送の運営協議会でございますが、例えばよく言われておりますような過疎地域に行く、今先ほど言われましたが、本線以外の集落に入っていくとことか、または福祉関係の方々を有償で利用させようという機運がちょくちょく出てくるわけです。それは例えば、今いろいろな法改正等である程度民間型の方、またはNPO等でもそれが有償でできるということになっております。しかしながら、現在走っておる、有償運送しておる、例えばタクシーとか路線バスとか、それと当然競合するということになってまいります。当然今現在運行している事業者の皆さん方の御意見をお聞きするという必要があります。そうでないと、例えばこれを導入することによって、路線バスがなくなるということになったんじゃ本末転倒ということになるわけでございます。そのような利害関係を調整する協議会ということの意味でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第26号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20・議案第27号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第27号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一

部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第27号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、小規模校の椋野小学校の教育機会の均等、教育水準の維持向上を図るため、平成23年4月1日に椋野小学校を久賀小学校へ統合しようとするものであります。このため周防大島町立小学校及び中学校設置条例の別表中、周防大島町立椋野小学校の項を削る、条例の一部改正を行うものであります。

附則におきまして、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 大事な課題でありますから、質疑をしときたいというふうに思います。

まず、第1番目、いわゆる大事な点は、今まで統合問題でその地域の皆さん方、教職員の皆さん方とどのように統合問題を議論されてきたかという点であります。この点で、今まで過去の経緯等これが可決されますと、もう廃止になるわけですから、どういうふうな協議を進めてきたかという部分を報告を求めておきたいと。それと、かつて言うておったとおり、少なくともおおむね合意が、後から合意が少なかったということがないようにということを既に言うておりますが、実際的にどうなのかということを質問しときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） このたびの議案の関係でございますが、この提案するに当たって、昨年の屋代小学校、それからその前の4つの中学校、これと同様に屋代、椋野については就学児の保護者の方、その方たちの意見交換会、それで合意が得られて、今度は未就学児の保護者の方、その第2段階の合意が得られて地域の皆さんの話し合い、意見交換会ということで3段階のいわゆる会合を重ねてきて合意をいただいたということで、今回提案しております。前回の屋代と同様に、それぞれの段階を踏んで提案をしているつもりでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を集結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 27 号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 . 議案第 28 号

議長（荒川 政義君） 日程第 21、議案第 28 号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 28 号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、本年 4 月の屋代小学校の明新小学校への統合に伴い、新たにスクールバスを運行するため、屋代明新線として起点を奥畑、終点を明新小学校とする 1 路線を新設するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

運行形態につきましては、登校時 1 便、下校時 2 便の運行を、また長期休業中の学校行事にも対応して運行する予定であります。いずれも閉校となる児童の安全面、利便性等を考慮した運行を開始しようとするものであります。

附則におきまして、この条例は平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。今元議員。

議員（7 番 今元 直寛君） 今のお話で、起点を奥畑それから明新小学校というふうにお聞きしましたけれども、たしか 11 名の学童の方が屋代地区全域から登校してるのが現状ですけども、どこまでの方をこのバスに乗せる予定があるのか。その辺をちょっとどういうふうに教育委員会のほうでは考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） お答えいたします。

起点は奥畑から明新小学校までということですが、実際に児童がおりますのが神領からでございます。11 名というお話でしたが、今現在屋代小学校 11 名でございますが、既に屋代地区に住んでおりながら区域外就学ということで、明新小学校等にいわゆる通学している子供がおります。この子たちも当然屋代小学校が廃校になって、明新小学校に統合になります

れば、距離的な関係で長い距離のところにいる子供についてはスクールバスで乗せていくという格好になります。したがって、今現在神領に住んでる子供が区域外就学しておりますので、この子供たちをカウントいたしますと、最終的には神領から砂田、砂田のバス停をいわゆる乗降のバス停ということで設定をいたしまして、住所、住んでる地域については、神領から羽越までの方ということを計画しております。これは通学あるいは下校両便でございます。それから、もう1便、下校便については、片山に女の子が1人おりまして、帰りの便は活用させてほしい、利用させてほしいという申し出ございましたので、定員オーバーする場合には不可能ですけれども、今の予定では定員の範囲内でございますので、下校便については片山から神領までというふうに計画しております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今次長のほうから答弁があったわけですが、今、行きの便についてはいわゆる神領から砂田間を考えてるということですが、これは既存のバス停を乗降場とするという考え方でよろしいのか、どうなのか。また、片山についてはバス停がないので、その場合はどこを降り場とするというふうに考えていくのか、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、当然今例えば大中がマイクロバス運行で2社運行しておりますが、実際的にはそれを運行、使うこと自体は不可能だろうというふうに考えております。そうすると、新年度予算で1つまたバスを買うのか、それとも現行のバスを使うという考え方なのか、そこを聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 児童の乗降場所ですが、バス停を基準でございます。したがって、羽越の子供たちは砂田のバス停まで行きなさいということを経験済みでやっております。あの周辺、バスの待避所等々ございませんので危険であるということで、バス停を基準にしてお願いをしております。それはいわゆる行き、帰り、神領から砂田までの間の方です。それから、片山の子供については、基本的に水車経由で片山方面経由して屋代に上がっていくということになりますので、あそこの橋のところからバスから降りたらいいのかなというふうに考えております。バス停のほうにわたっていきますと、道路をわたってまた家のほうに帰らなきゃいけないということになりますので、橋の上で乗り降りさせたらいいのかなというふうに考えております。

それから、3番目の車の関係でございますが、これにつきましては、今年度、21年度予算で既に購入しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 運行、当然安全上の配慮が必要だろうというふうに考えておりま

す。そういう中で、フリー乗降とまでは言いませんが、やっぱり砂田以遠の方もそれぞれバス停があるというふうに思いますので、それはよく出発前には協議をするよう求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 28 号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 . 議案第 29 号

議長（荒川 政義君） 日程第 22、議案第 29 号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 29 号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、昨年末に改修工事を終えました周防大島町陸上競技場の使用料を改正しようとするものであります。施設の状況は既に新聞報道等で御承知のことと存じますが、若干御説明申し上げます。

15 年前に完成したこの施設は、フィールド部分の天然芝の損傷や記録公認を左右するトラックの陥没等が見られ、今年行われる公認競技場の認定が難しい状況でありました。

このたびトラックの陥没部分を修正し、青いウレタンを張った全天候型のブルートラックへ、あわせて天然芝部分を人工芝へと張りかえを行ったことで、4 種公認陸上競技場としての認定を取得できる見通しであります。

なお、ブルートラックは県下でも珍しく、従来の赤茶色のものと比べ集中力を高める効果があるとされ、好記録が期待されるところでもあります。

また、人工芝にしたことで天候の変化にも柔軟に対応でき、スポーツのみならずいろいろなレ

クリエイションや交流人口の拡大に寄与できる施設になるであろうと、大いに期待をしているところであります。

それでは、条例の改正について説明をいたします。

平成7年に完成したこの施設の使用料については、平成9年の消費税改正の際に端数調整をした程度で、その後改正がされておられません。周辺に類似施設が数多くあるわけではありませんし、比較するものが限られているところではありますが、本町の場合、若干安い使用料の設定になっているようであります。

つきましては、このたびの施設改修に伴い使用料を改正するものであります。使用料金の基本的な考え方として、添付資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

別表第1の専用使用料についてであります。入場料その他これに類する料金を徴収しない場合で、レクリエーションやアマチュアスポーツに使用するときの午前9時から正午までの3時間が現行で税込み3,050円、1時間当たりになりますと、税別で約970円になりますが、これを税込み3,465円、1時間当たりになりますと、税別で1,100円に改正し、これを基準にそのほかの部分については、現状の利用条件と時間帯別の設定倍率を乗じて、消費税を抜いた場合に端数が出ないように使用料を設定したところであります。

また、部分使用料として個人が使用する回数券については12枚つづりではなく、一般的な回数券と同様に11枚つづりとし、専用使用料の考え方と同じく、消費税抜きの場合に端数が出ないように設定をいたしました。会議室や放送器具、競技用具についても消費税抜きの端数を考慮しております。

このたびの改正で、平均約13%のアップになるわけではありますが、施設が今まで以上によくなったことで、利用者の方の御理解はいただけるものと思っております。

なお、条例施行規則においての使用料の減免等はそのままでありますので、町内の利用者の方の実質負担増はわずかであろうと想定しております。

町に住所を有しない方や町に所在のない団体が使用する場合には、使用料金の総額の倍額を特別料金として納付していただくことにしております。

附則におきまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） よく議論になるんですが、実際的に交流人口ふやそうということていろいろ言われます。それで、各施設を利用したときは、いわゆる料金は倍額よ、というのは非常に考え方としてまずいんじゃないかなと。確かに言われるように、町が独自につくった施設

ですから、そうやって格差設けるちゅうのは今まであったかもわからんが、実際的には交流人口をきちっとふやしていく、そのためにも活用していただきたいというその施設なら、やっぱり倍増ということについては、今から先考え方変えていかにゃいけんのではないかなというふうに考えておりますが、その点でどうなのかという点で一つ。

それともう一つは、工事中に実際的には利用できませんので、通年で利用実績があるとすれば一昨年じゃなからうかというふうに考えておりますが。実際利用状況についてはどういう状況なのか、把握してる範囲で、値上げ条例なので報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 交流人口を目指すという上で、いわゆる町外利用者倍額はまずいんじゃないかということですが、確かに言われることはわかりますけれども、ほかのいろいろな施設等についてもいわゆる町外利用者ということについては倍額、あるいは甚だしいのは3倍というようなこともございますので、決して私どもだけここをやってるということではございませんが、そのあたり御理解いただいたらと思います。

それから、利用の実績等々でございますが、昨年の実績というものは、私ども今資料的には持っておりません。

また、今回値上げすることによってどうかということですが、これもまた22年から、7月からということで、その辺の比較がちょっと難しいかなと思っておりますが。基本的にいろいろな団体といいますが、スポーツ団体、スポーツチームを含めて、あの周辺で結構道路走ったりしておりますので、当然中の施設ができれば全天候であり、なおかつ人口芝ということであれば、いろいろな引き合いが出てきておるといふうなことに間違いはないと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第29号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午後2時13分休憩

午後 2 時 20 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 23 . 議案第 30 号

議長（荒川 政義君） 日程第 23、議案第 30 号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 30 号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、地元からの強い給水要望により、平成 21 年 10 月に久賀簡易水道の事業変更認可を受け、12 月から水道未普及地域解消事業により、口径 75 ミリの配水管布設工事を進めてまいりました。

本事業が 3 月末をもって供用開始をする見込みとなりましたので、別紙参考資料に示した庄地地区の一部を新たに加え、久賀簡易水道の給水区域を変更しようとするものであります。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 新たな布設の場合、準備段階で消火栓の設置も実際的にはいろいろな議論、過程の中で出ちよるというふうに思いますが。この点については、まず今は条例として布設の設置ですから、途中の協議の中で実際に聞いちよる部分があれば、どなたか報告していただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 計画の中では先ほど副町長のほうで示された 75 ミリの配水管布設の中に、2 カ所、2 基を設置するようにしております。それと、1 カ所、消火栓というんですか、防火水槽の接続 1 カ所、それと将来計画しております分岐を 1 カ所計上しています。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第30号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24・議案第31号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第31号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第31号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について、補足説明をいたします。

平成22年4月1日より、山口県市町総合事務組合の職員退職手当支給事務を共同処理する団体に宇部市交通局が加入し、また非常勤職員及び公立学校の学校医等に係る公務災害補償事務を共同処理する団体に下松市が加入することとなりました。これらに伴い、共同処理する事務及び組合同規約を変更するに際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容について関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第290条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

附則におきまして、この条例は平成22年4月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第31号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第32号

議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第32号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第32号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

その内容について御説明いたしますと、まず「産業の振興」の区分については、観光またはレクリエーションに係る事業として文珠山展望台を建設しようとするもので、本計画に新たに追加するものであります。

次に、「生活環境の整備」の区分については、消防施設に係る事業として目前郷地区及び油良地区に消防機庫を建設しようとするもので、同じく本計画に新たに追加するものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず、文珠展望台ですが、どういう規模を考えているのかという点で質疑をしたいと思いますというふうに考えます。どういう概算、今の段階は概算だというふうに思いますが、事前設計ができとりゃあれですが、ちょっと答弁を求めたいというふうに思います。

消防機庫の追加については、当然老朽化した建物だから新たに追加ということでありましょうが、今大島の中でそういう老朽化した状況の消防機庫、これどういう状況なのか、つかんでおれば改めて過疎で出てきた、いわゆる工事が出てきたので過疎で挙げたという段階のものか、全体調査をしてないのか、その辺含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 消防機庫の2棟につきましては、要望で建てかえです。一応老朽化したものということで、要望でぜひ建てかえてくれということで、今のところ既に3棟は19年から21年にやっております。それから、この追加で要求・要望に基づいて新たに先ほど申しました、きめ細かな臨時交付金という事業がありましたので、それに乗って今回要望どおり改築しようということになります。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 文珠山展望台の規模でございますが、現在の場所に鉄骨一階建

ての38.4平米、11.6坪の建家をつくる、展望台をつくる予定でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第32号周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26・議案第33号

日程第27・議案第34号

日程第28・議案第35号

日程第29・議案第36号

議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第33号油宇集会施設の指定管理の指定についてから日程第29、議案第36号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理の指定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第33号から議案第36号までの指定管理者の指定について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第33号及び議案第34号についてであります。

本案は周防大島町コミュニティ施設設置条例に定める「油宇集会施設」及び「小泊集会施設」の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

これら施設は、それぞれ自治会組織「油宇自治会」及び「小泊自治会」の区域に位置しており、自治会活動の拠点となっているところであります。よって、施設の設置目的からも非公募により、これからも引き続き「油宇自治会」及び「小泊自治会」を指定管理者として、1年間指定しようとするものであります。

次に、議案第35号及び第36号についてであります。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する「和田苑」及び「しらとり苑」

の2施設につきましては、毎年度1年間の期間を定めた上で、指定管理施設として周防大島町社会福祉協議会と協定書を締結し、管理運営をお願いしております。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある者に対し、自炊施設のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものであり、国の定める要綱でも指定通所介護事業所を経営するものであって、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託できるとなっております。

このことから、本施設において、生きがい活動支援通所事業や指定通所介護デイサービス事業を実施している周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き非公募により、1年間指定しようとするものであります。

以上、議案第33号から議案第36号までを一括して補足説明させていただきました。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第33号油宇集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第34号小泊集会施設の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター和田苑の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案35号非公募での社会福祉協議会に対する指定管理であります。これを1年ごととするのが一体どういう理由があるのかなというふうに考えよるんです。例えば、その他の指定管理の場合、3年とか、3年でも短いから5年というような要望があります。決して非公募だから社会福祉協議会に対して配慮しとるとはとても思えないんです。今の私は各種団体ある中での社会福祉協議会が指定管理者となることについては、妥当な報告ではないかなというふうに思いますが、実際非公募だからいわゆる1年という考え方なのか。やっぱりちょっと説明要るのではないかなというふうに思いますので、補足説明を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 議員さんの御指摘、非常にごもつともだと思えますけども、指定管理を導入したときに、行政改革推進本部で一応決め事で、非公募施設のうち指定管理料が発生する施設の指定期間については1年間とする。非公募施設のうち、指定管理料発生しない施設の指

定管理については5年間とするという決め事があるんで、それに沿って今までもずっと対応してきているというところであります。おっしゃるように、どういう理由かということになると、ちょっと私、判然としないところもあるんですが、一応そういう既に発足のときに決め事として決めておりますので、御了解いただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点は、各種団体の中にも社会福祉協議会の活動状況を見ると、決して私はこの中では十分役割を果たしているというふうには感じておりますが。

もう1点は、結局指定管理者といわゆる町との信頼関係であります。といいますのが、中身として、これは他の指定管理も言われることなんですが、やっぱり協定に基づき相互の信頼、いう形でいえば、その時々協議、これが大事な課題というふうに考えておりますが。実際的には事業自体が金のやり取りですが、そういう一つについては、どういうふうな内容をしてるのか、ちょっと聞いときたいというふうに思います。いわゆる相互の信頼関係、これが何よりも大事だと。また、協定に基づき当然結んでおられようというふうに思いますが、その協定遵守が非常に大事な課題ではなかるうか、相互の信頼関係の上です。どういふふうに会議を持っているとか、どういふふうに意思疎通をしておるとか、その辺は過去と同じ指定管理者ですから、また翌年度も同じ業者さんの非公募ですから、その点については聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） お答えいたします。

指定管理料が発生するものですから、翌年度の細かいことについては予算の査定をするときに大体こういうこと、こういうことというのは社協のほうからいろんな要望なりが文書にしてちゃんと提出されますので、それに基づいて担当課のほうで協議しております。それから、年度途中で何か不都合とかが発生した場合は、その都度協議して、多くは何か物が壊れて修繕とかいうものになりますけど、それは指定管理の協定書に基づいて、こちらで対応しなければならないものについてはこちらで対応、それから社協のほうで対応していただくものについては、その都度社協のほうへお話をしてお話をして対応してもらっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今聞いとると、予算要望の時期を聞きよるかどうかわからんような感じですが、実際的には、やっぱり一定の中で意思疎通をきちっとしながら指定管理を運営していくこと、協定遵守の中での協議していくことが大事であるという点を明らかにして質疑を終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第36号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第33号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第33号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第35号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第36号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会します。

次の会議は、明日3月9日火曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時43分散会